

子どもの未来を守るための FACT BOOK 2011.3.11

福島県の児童養護施設の被災経験



特定非営利活動法人
福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会

子どもの未来を守るための FACT BOOK 2011.3.11
—福島県の児童養護施設の被災経験—

目次

はじめに	2
福島県内放射線汚染状況と 2011年3月現在の児童養護施設の 福島県内のマップ	4
I章 児童養護施設 いわき育英舎の被災の記録	5
II章 児童養護施設 青葉学園の被災の記録	22
III章 児童養護施設 福島愛育園の被災の記録	39
IV章 もう一つの被災の記録	54
V章 活動記録【2017年11月～2021年12月】	56
改訂版『原子力発電所の事故にかかわる 緊急時の児童養護施設向け 対応マニュアル(案) 避難後の生活』	59
あとがき	63
役員名簿	65

はじめに

児童養護施設に措置された児童と児童を養育する職員は、2011年に起きた東日本大震災に続く原子力災害による被災において、特殊な状況を経験してきました。

本会は2012年4月から福島市に事務所を置き、9月にNPO法人として認可されて、福島県の児童養護施設の子どもの健康に着目した活動をしてきましたが、活動を続けていくうちに発災当時の避難の困難さを知りました。ライフライン・物流が止まり、物資が不足する中で子どもと職員が協力して乗り越え、そして多くの支えや助けが入りました。これまで、施設長や職員が執筆したり、対談、講演の記録として資料が残っていますが、まとまったものはありませんでした。しかし、この真実を眠らせておいてはいけなく考えるようになりました。

児童養護施設の子ども達が集団で被災して避難する時の困難さを記録として残して検証する、伝承することが必要です。その間、2018年9月に北海道胆振東部地震が発生し、私たちは3ヶ月後、泊原発から30キロ圏内にあった児童養護施設岩内厚生園でお話を聴き、福島の教訓が活かされているのか？と疑問を感じました。同時に原子力災害と自然災害の複合災害において、子どもの避難の経験とその困難さを伝えなければいけないと再認識しました。

記録として残すことは当事者の役割であり、弱者を守るための教訓を明確にして社会に訴えることであると考えています。教訓を明らかにして、普遍性を見い出して、次の災害の備えをする、現状で備え切れていないことへの問題提起をする機会になることを願っています。

なお、今回の記録は、専門的になりがちな児童福祉の行政システムや児童養護・社会的養育について、また施設での生活の状況を、なるべくわかりやすく、専門的な面の正確な説明にこだわらないよう

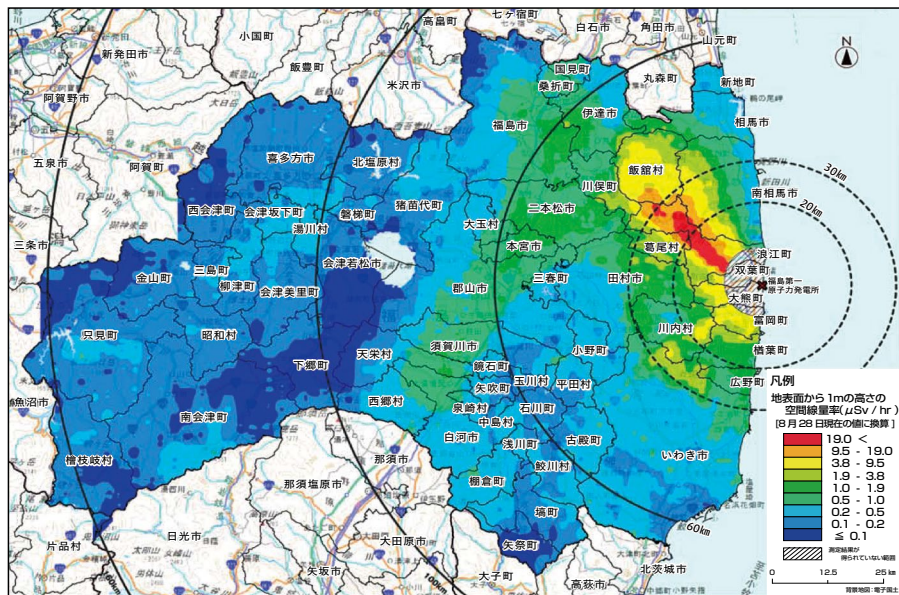
注釈は最小限にして、ストーリーとして読みやすくしました。

関係される皆様には、ぜひご一読いただき、また必要時にご活用いただきたいと願っております。

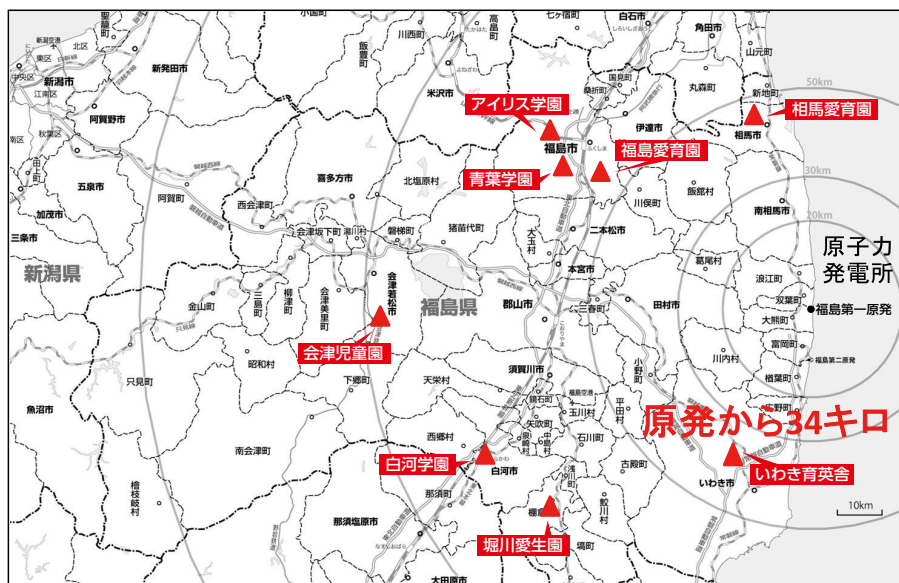
NPO法人福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会

共同代表 澤田 和美
塩飽 仁

福島県内放射線汚染状況



文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について
(福島県内の地表面から1m高さの空間線量率) 【平成23年8月28日】



福島県の児童養護施設(約450名の子どもが在籍) 【2011年3月のマップ】

I章 いわき育英舎の被災の記録

1. 児童養護施設いわき育英舎の概要

いわき育英舎(以下、育英舎)は、南東北に位置する福島県の中で最南東、冬でも雪がほとんど降らない温暖な気候から「東北の湘南」「サンシャインいわき」などの愛称で呼ばれるいわき市にある。明治から平成まで、首都圏で消費されるエネルギー産業を担った地域で、石炭(常磐炭鉱)、火力発電所(東北電力、東京電力 以下東電)、そして原子力発電所(東電福島第一、第二)に近く、関連企業に勤務する住民も多い。

このいわき市の中心部「平地区」から車で30分、北西部の山間部の小川町に育英舎がある。小川町は「カエルの詩人」として知られる草野心平の故郷としても知られる中山間地域で、事故を起こした東電福島第一原子力発電所からは34キロ、東電福島第二原子力発電所からは22キロの距離に位置する。

現在、施設長の田久和志さ

ん(震災当時は主任指導員)は、「実家がこの近くにあったので、『各家では、原発が近くにあるが故の助成金(原子力立地給付金等交付事業)が年に2回もらえる。原発に近ければ近いほど金額が高い』というようなことを幼い頃から知っていた」。しかし、育英舎として、東電から寄付を受けたことはなかったため、「もともとその地域で生まれ育っていない人は、この場所が原発から近いという認識はあまりなかったと思う」と田久さんは言う。

子どもや職員、地域の住民の間では、日常生活の会話で原発が話題になることもほとんどなく、東電が原発立地地域振興のために寄付したサッカーのナショナルトレーニングセンターJヴィレッジが1997年にオープンした時(いわき市の北隣の榎葉町・広野町)は、Jリーグの盛り上がりも相まって大きな話題にな

った。国内外の選手団が合宿するたびにニュースになり、サッカーが好きな子どもの間

で話がのぼることもあったものの、原発関連施設としての認識は薄かった。

2. 東日本大震災、続く原子力発電所事故

1) 震災当日

2011年3月11日。当時、育英舎に入所していた子どもは23人で、小学校、中学校、高校に通う子どもはそれぞれ登校し、中学校ではこの日に卒業式が行われた。

震災発生時、育英舎には幼児3人のうち1人は幼稚園から帰ったばかり、最年少は2歳、そして職員5人がいた。大きな揺れの中で、全員に食堂に集まるよう指示し、テーブルの下で安全を確保した。その後、職員は学校から下校していない小中学生を迎えに出た。

その日公休だった田久さんは、いわき市の中心部平地区にいる時に震災に遭った。直後、電車が動いていないいわき駅周辺で、育英舎から特別支援学校に電車を通う高校生と偶然に会い、そのまま自分の車に乗せて育英舎まで連れて帰った。遠い場所の高校に通う生徒が、仮に出先で津波

や地震に遭って帰宅できない段階で、施設のある地域が避難指示区域になると、学校に行っている子どもと公休の職員・施設は連絡が取れずお互いに「安否不明」となる可能性があった。

余震が続く中で、小川町も雲が厚くなり雷雨になり、不安定な天候だったが、職員と高校生が安全に戻ってこられたことは幸いだった。午後6時、育英舎は、子ども全員の安全が確認・確保できたことを福島県浜児童相談所（いわき市自由ヶ丘）に報告した。職員も安堵した。

子どもの安否と同時に公休も含めた全職員の安否確認。津波と火災で避難指示が出された地域に自宅がある職員は、家族の安否確認のために施設長が許可を出して帰宅させた。

施設・設備の点検をしたところ、深刻な被害はなく、体育館のガラスが割れ、床の一

部の破損で済んだことが確認できた。さらに防災・緊急物資の確認と準備をした。

2) 地震でライフラインに不安

地震直後から停電が起き、携帯電話のワンセグ（地上デジタルテレビ）と手動ラジオで情報を収集。この段階で、停電、断水、固定電話の回線不通など、ライフラインが寸断。午後6時にはいわき市水道局が市民に対して断水、節水協力を呼び掛けた。この日は市内のほぼ全域、13万世帯で断水になり、非常用地下貯水槽などからくみ上げた水を市民に配給する活動が行われた地域もあった。しかし、育英舎のある小川町では給水再開のめどは立っていなかった。

震災後、初日の夕食はおにぎりや非常食のサンマ缶だった。ライフラインがいつ再開するか分からない状況にあることを子ども達に説明。タンクにある水は調理・飲食・歯磨きなどに使用し、トイレは風呂に貯めた水を使って節水することや、今後は非常食になることなど、非常時のルールを全員で共有した。



いわき育英舎 旧園舎(2013年建替前)



旧園舎の食堂



滑り台とモニタリングポスト

食事が終わった夜8時ごろから電気が復旧。ここで、震災後、初めてついたテレビを全員で見て、ニュース報道から何が起きたのか情報を得ることができた。東電福島第一

原発の原子力緊急事態宣言が発令されたのが午後7時。総理大臣より、福島第一原発の半径3km圏内の避難と、3km～10km圏内の屋内退避指示が発令されたのが午後9時23分。この頃になると、ニュースの中にも原発に関連した情報が次第に増えてきた。

こうした中で余震が続き、全員で食堂に集まった後も、子ども達は不安がっていた。余震が繰り返す中、子どもによって反応は異なっていた。ある子どもは、少し前の余震ではさほどおびえていなかったのに、次の余震では強くおびえだした。「余震が続く時に、子どもの気持ちや、一緒にいる大人を信頼しているかなど、子ども一人一人の不安の度合いが異なっていた。このことに配慮しながら『大丈夫だよ』と声をかけた」と田久さん。

その夜は、男子は食堂に布団を持ち込んで就寝し、幼児と女子は一階の畳の部屋で就寝。あまりにも慌ただしい状況のため、田久さんはこの頃の記憶が、途切れ途切れになっている部分もあるという。

3) 原発事故と放射能の不安

震災翌日の3月12日の午後3時36分、福島第一原発1号機で水素爆発が発生。

田久さんは12日午後、「食堂で過ごしていた時に、子ども達と一緒に、原発が爆発した映像をテレビで見たことを記憶している。本当に、ポンッ！と爆発して、原発から煙が上がっていく、その様子を実際に見た」。子どもは「何？何が起きたの？」と出来事を理解できない様子で、「これからどうなっちゃうの」という声も起きる。

「遮蔽物のある部屋で過ごすように」という話をニュースで聞いた子どもが田久さんに、「この食堂は大丈夫なの」と不安げに尋ねた。それに対して田久さんは、「育英舎の建物の中では、ここが一番安全だよ」。携帯電話に、安否を尋ねる家族や友人らからのメールや、出所が分からないチェーンメールなども入ってくるようになり、その内容を読んで不安な表情になる職員もいた。誰もが不安と恐怖に慄く中、田久さんは「子どもには情報を整理して伝え、あまり悲観的な話もしないようにはしていた」と当時を振り返

る。

その頃、管理職を含めた職員の間では子どもや若い職員の身体への放射能の影響はどうなのか、このまま育英舎で生活していてよいのか（避難しなくてよいのか）の、2点が議論になっていた。

この時点で、原発に近い大熊町などの自治体には避難指示が出されており、その避難域が拡大すれば育英舎でも避難が想定された。当時、他の児童養護施設と同様に放射能測定器を持っておらず、また、放射能や原発に詳しい職員もいないため、避難をするかどうかの判断はかなり難しかったが、管理職は何が起きても対応できるように、子ども達に「3日分の着替えと大事なものの1つをリュックに入れておくように」と指示した。幼い子の荷造りを年上の子どもが手伝うなど素直に準備をしていた。

水不足や物資不足は相変わらずで、深刻さは日に日に増してきていた。震災後から、食事の時のおかずは通常の半分の量になり、節水のために紙皿にラップを巻いて使った。いわき市内の物資不足は、

会津や中通りといった県内の他地域よりも深刻で、コンビニやスーパーの閉店も目立つようになった。地元のスーパーは日時限定で開店したものの、食品は種類も数量も少なかった。移動手段である自家用車のガソリンすら市外から入って来ず、不足状態は続いた。地域の人から、「国道49号線（郡山市からいわき市へ向かう国道）を通ると山賊が出て物資が奪われるから、浜通りに物資は入ってこない、というブラックジョークを聞かされた」と田久さんは言う。

水不足対策として、近隣にある調理職員の自宅から井戸水（簡易水道）の水をもらってきたり、山の湧き水を職員と中高生男子と一緒に汲みに行ったり、近隣の民家には育英舎の水を分けたりした。この地域の給水の仕組みは、高台にある育英舎まで市の水道をくみ上げ、その水を少し低いところにある同じ法人の介護老人保健施設ニッ箭荘（ふたつやそう）と、近くの民家に流し共有していた。育英舎が断水すれば、ニッ箭荘も民家も、当然断水になる。

しかし、そのような時、「自

衛隊が二ツ箭荘に水を持って来る」という連絡が入った。高齢者施設は救助・救命活動では優先順位が上なのかどうか、隣接する児童養護施設は救助リストに載っているのか、物資を配る優先順位はどうなっているのか、具体的な情報も見通しも伝えられないままだった。

14日午前11時01分には3号機、15日早朝には2号機、4号機が一部損傷（4号機は翌16日、4階部分で火災発生）。15日の午前9時30分にいわき市が独自の判断で、育英舎のある小川町の一部に自主避難を要請した。午前11時には総理大臣の発令で、屋内退避が拡大して半径20～30キロ圏内となった。育英舎は福島第1原発から半径34キロ地点のため、この屋内退避区域には該当しない。高台にある育英舎には、指示区域内から避難してきた人が立ち寄ることもなく、原

発周辺の情報が伝えられることもなかったが、小川町では自主的に避難した家が多かったとみられ、日中でも静かで、夜になっても電気がついている家はほとんどなかった。

発災直後から食堂を中心に建物内で屋内退避をして過ごしてきた子ども達は、この頃になると、ストレスが高まってきていた。風呂にも入れず、食事や遊び、行動は我慢と制約ばかり。食堂での過ごし方もマンネリ化してきていて、中には、「津波が来た」と言っただけで逃げ、「津波ごっこ」をする子どもも出てきた。同時に、地震の怖さを言葉にして伝える子どももいた。余震が収まってきたことから、ストレスの軽減を目的に、各グループ部屋での生活に戻してみた。それによって、震災前の日常生活のペースを取り戻したのか、「ぐっすり眠れた」と話す子どももいた。

が最後です」と言い残して、最後の物資となるスライスハムを届けていった。

実は育英舎では、このような事態に陥ることは、早い段階から予想し、14日から児童養護施設を主管する福島県浜児童相談所や福島県児童家庭課と定期連絡を始めていた。育英舎は今後の見通しとして、「ライフラインの寸断で、水も食料も10日ぐらいしか持たない」と伝えていた。子ども達に食べさせる物が無くなるかもしれないという中、必死に連絡する管理職に対して、県は「どこか（避難場所）を探すから……」「準備している」と返答。しかし避難先は決まらず、さらに「他の施設は避難していないんだ」という対応もあった。このような避難先を定められない中で、育英舎で独自に避難することを伝えると「当てもなく避難して、県外に出たならば、措置費は出せない」と言われていた。

この段階で、育英舎は大きな岐路に立たされた。「このままでは水や食料が不足し、どうしようもなくなる」「いわき市の物流が全く動かない中で調達のめどは立たない」。避難するか、止まるか。避難するにしても避難先は決まら

ず、ガソリン不足や、地震で壊れた道路など、移動のリスクがある。それでも、避難しなければ食べ物底が底を突く。

2) 子ども達を連れて避難所を目指して「自主避難」開始

管理職も私も、他の職員も同じ認識で、「今の状況のままでは変わらない。待たられない。これなら子ども達を連れてどこかの避難所に移動しよう。避難所なら食料があるはずだから、そこで何とかしよう」と、田久さんは当時の思いを語る。窮状を知っている福島県や浜児童相談所からは食料の支援がないままだ。車での避難ルートの検討、最年少の1歳7ヶ月の幼児を伴った車での移動時間や安全性などを検討した結果、「自主避難」を開始することを決断した。

子どもは、家庭での養育が難しい場合などに、保護者の同意を経て「措置入所」という行政の決定により、児童養護施設で生活する。地震や原発事故という未曾有の事態に伴う避難に際して、育英舎の管理職と福島県児童家庭課の間では、やりとりが続いた。

3. 避難を決断、福島学園へ

1) 食料が底を突く

17日、育英舎に食料品を納入していた卸業者が「これ

子どもの保護者へ「職員と一緒に避難をします」と連絡すると、多くの保護者が「育英舎にお任せします」と話したという。電話が通じない保護者もいた。過去に前例のない避難の決断に、「管理職は避難を最終決定するまで、県と自分たち職員との板挟みになっていたと思う」と田久さんは語る。

17日昼頃、職員の乗用車と、育英舎のワゴン車など6台程に分乗し、準備した物資を積み込んで、幼児から高校生までの子ども23人と、職員6人、合計29人で避難を開始。子ども達は11日に準備した着替えや大事なものを詰めたリュックを背負い、職員個人の車や育英舎の車両に分乗して移動を開始した。行き先が決まらないまま、全員を受け入れてもらえる避難所を探しながらの避難であった。

この移動の際、同じ法人の二ッ箭荘にいわき市から給付されたガソリンの優先給油券の申請書を使って避難車両に給油した。福島県の指導監督下にある児童養護施設には、申請書は届いておらず、市町

村の指導監督下の老人福祉施設である二ッ箭荘だけに届いていた。二ッ箭荘は、『避難をしない』という決断をしたため現地に留まり自衛隊が支援に入っていた。そこで、二ッ箭荘から給油券申請書を譲ってもらった。

「避難する以外には打開策がない状態。避難してもどうなるかは分からないものの、ここでそのまま過ごすわけにはいかない。とにかく、行動を起こさざるを得ない状態だった」と田久さん。その時、育英舎の管理職が県とやりとりしている具体的な内容は、職員に知らされていなかったもので、先が見えないことに焦りが募っていった。

車で中通り方面を目指して北へ移動を始めてから約1時間後、ちょうど平田村に入ったころ、福島県から育英舎に電話が入った。「避難を受け入れてくれる施設を準備した。須賀川市にある県の児童自立支援施設^{※1}の福島県福島学園。一旦、育英舎に戻るように」。避難先を17日に用意すると約束しながら場所を連絡してこなかったため、やむなく

自主避難を開始し、その報告を育英舎が県にすると、「避難先は福島学園」と県が伝えてきたという流れだった。

育英舎に残った施設長からの連絡を受けて、今来た道に戻って育英舎に着くと、田久さんらは子ども達に何が起きたのかを説明した。「避難先が、須賀川市にある福島学園に決まった」。引き返す道中で、なんとなく「避難先が別のところになったようだ」と感じていた子ども達は、落ち着いた様子で説明を聞いていた。職員の間では、それまで「子ども達や職員全員が分散して別々の避難所に入ることもあり得る」と覚悟していたのが、「全員が同じ施設に避難できる」ことで安心感が漂った。同時に、児童自立支援施設という規則や管理が厳しい施設に決まったことで、緊張感も走った。ここで3月31日まで避難生活を送ることになった。

3) 避難に伴う職員の家族の葛藤

子ども達の避難に伴い、引率する職員にも課題があった。それは自らの家族のことだ。

田久さん自身は「まずは家族を茨城など別なところに避難させた。家族に対する気がかりをなくして、こっち（育英舎）に集中したい、ということがあったから」。

職員は職業人でありながら、当然、生活者として、また家庭や地域の中での役割（父や母、夫や妻、子ども、家族として）も担っている。地震や津波だけでなく、放射能の問題が起きた中で、職員の中で動揺が走ったのは当然の事だった。20代の女性職員は目に涙を浮かべて放射能の不安を「子ども達も心配ですけど、正直、どうしたらいいんですか」と田久さんに訴えた。

田久さんは「まだ若い職員で、これからのこと、結婚、妊娠などの将来を考えたら、本人だけではなく、親御さんも含めて、いろんな葛藤を抱えながら勤務していたと思う。放射能に関する正確な情

報を得ていなかったということもあり、先生方（職員）も翻弄された」と振り返る。

自分自身か、子ども達か。究極の選択を迫られた中で、職員は子ども達と避難することを選んだ。数人の職員は、家族の避難などの準備が必要なため、調整をした後に福島学園へ向かうことにした。

3月18日、原発事故から8日目、児童養護施設としては全国でも初めて、原発災害

4. 福島学園での避難生活

1) 入所時の放射能測定

福島学園（以下、学園）に到着したのは18日正午ごろ。施設長は育英舎に残って仕事をしていたが、学園側から「施設長はなぜ同行していないのか」と最初に言われたことで、受け入れる学園側の緊張感が伝わってきた。

育英舎では施設に入る前に、事前に言われていたことを実行した。「到着直後に放射線量を測る」とこと、「それまで着ていた服は車の中で脱いで袋に入れ、持参してきた服に着替えて生活する」とこと。放射能を中に持ち込まな

での施設外への避難が始まった。福島学園まで約65キロ、車で2時間弱。車に乗る経験があまりなかった幼児が2、3人いたことや、車酔いしやすい子どももいたことなどから、途中で休憩をはさみながら移動した。休日のレクリエーションで、車で中通りに行った経験のある子どもは、車での移動はさほど負担ではないようだった。

いことが約束だった。育英舎では避難前日に地域の保健福祉センターで、職員と子ども代表が事前に放射能の表面汚染を測定。到着直後にも測定し、問題のないことを確認してから建物に入った。

田久さんは「到着すると、広島県の赤十字の方が私たちの放射能測定をしていた。ニュースで広島から福島入りしたことは知っていたので、『ああ、あの方々だな』と思った。震災の日からその日まで、同じジャンパーを着ていて、測定器で測ると『2』という数字が出た。単位は不明だが、

『放射能が数字として出るんだな』と実感した。同時に、『こうして数字で（放射性物質が）出ると、“外から来たんだな”という目で周りから見られているんだな』『このジャンパーは、もう着られないな』と思った」と回想する。「学園は福島県の施設で、施設に入る時の学園職員からの要請『着てきた衣類を袋に詰め、別の衣類に着替えるように』というのは県の要請だと思った」と語っている。

市川さんは「受け入れてくださる方の心配はわかるのですが、この話を聞いた時にはとても悲しく、われわれは被災者であるにもかかわらず差別されていると感じました」と述べている。

2) 2週間の避難生活

避難生活が始まった。学園は一般の学校と同様に管理棟や教室があり、このうち育英舎の子どもと職員が居住したのは教室3室とその廊下、体育館、生活棟にある風呂、洗濯室。はじめに、比較的大きな教室に男子、そして別の教室に女子、幼児と3つのグループ分けと部屋割りをし、各

室に同性の担当職員を配置した。ちょうど、子ども達を縦割り、性別のグループ制を取り入れ始めた時期で、そのことも奏功して、スムーズにグループで過ごすことができた。

丸一日を各部屋で過ごすための日課を作った。朝起きたら、布団を畳んで部屋の脇に置き、配食業者から届いた食事の準備。食事が終わると、ドリルで自習のほか、持ってきたゲームやランプをして仲良く、そして楽しく過ごした。昼、夜と同様に食事を取り、夜は入浴後に就寝、という規則正しい生活が続いた。

各部屋にテレビはなく、外部情報は職員から。子ども達は自分たちでの過ごし方を工夫した。時々、体育館で運動できたが、土日も含めて、終日、建物の外に出ることはできず、その点は育英舎の生活とは異なった。その背景には、「学園の子どもと対面・交流しない」というルールと、屋外の放射能の影響が不明確なため屋内で過ごすために行動が制限された。そして、放射能の問題を考え、日中でも居室になっている各教室の窓

を開けることはなかった。

3) ストレスの対処法

避難した後の子ども達のストレスはどうだったのだろうか。田久さんの目には、育英舎に居る時よりも比較的落ち着いて過ごしているように見えた。水や食材が不足していく育英舎で過ごしてきた子ども達は、学園では規則正しく食事が配られるようになり、安心感を得た。職員は、限られたスペースの中で、子ども達がお互いの距離が取れるように部屋の使い方を決めた一方で、男子と女子が交流できるように居室のレイアウトや使い方を工夫した。掃除の時間に、職員の目の届かないところで子どもの間でささいなトラブルが起きたこともあったものの、発達障がいがある子ども、服薬が必要な子どもと一緒に避難したが、「避難生活に支障はなかったと記憶している」と田久さんは振り返る。

「職員と子どもが寝起きも食事も掃除も一緒に、同じ体験をしているという連帯感や、子どもも頑張っていて切っているという気持ちが生

まれ、お互いにより親密になり、ある種、心が満たされる部分がどこかにあった。子どもの数に対する職員数の割合が高くなり、職員の目の届かないところなくなった。過監視になったとも言えるが、それよりも、福島学園に移動したことで『ここでは騒いではいけない』という雰囲気になったこと、上の学年が下の学年の面倒もみた、ということがあった。一人一人の子どもが、困難さから逃げ出さず、本当によく頑張った。成長が確認できる体験だった」と田久さん。震災前まで夜尿が続いていた小学校高学年の子どもが、避難生活の中では頻度が減ったことも。「自分に自信が付いたのかもしれない」。また目が合うとすぐ言い合いやけんかをしていた、犬猿の仲の男子2人は同じ体験を重ねていく中でお互いを信頼するようになり、避難生活を終える頃には、職員もビックリするほど仲良しになった。子どもの関係性にも変化が生まれた。

学園での生活が落ち着き始めた頃、震災直後から続けた職員会議が再開された。

会議用の部屋が特段ないため、子どもの目に触れる居室の一角に職員が集まった。一人ひとりの子どもの様子、ストレスやトラブル、子どもへの声掛けや問い掛けの工夫などをお互いにアドバイスし、共有した。地震の不安と、いつもと違った環境のため、精神的に不安定になる子に対しては、いつも職員がそばにいて、手を握りながら話を聞いていく中で、少しずつ落ち着きを取り戻していったという。こうした具体的な対応も会議で共有された。

5. 避難生活を振り返って

1) 立地箇所の地理的課題も明確に

学園での避難生活は予定通り、2011年3月31日で終了した。同日午後、後から合流した職員も含めて、職員10人、子ども23人全員が育英舎に戻った。

この被災・避難体験から見えてきた課題は①児童の安全確認と安心感の確保、②施設から避難をしなければならぬような緊急時への準備、③避難を余儀なくされる場合に

このような子ども達の変化や成長を目の当たりにし、「子どもの生きる力、前に進む力を実感し、子どもに助けられた部分があって、あまり深刻にならずに済みました。他の職員も、同じように感じた人がいました」と田久さん。

避難が長期化するにつれて、「手作りの温かい食事が本当においしくて、また食べたい」「育英舎には自分のベッドがあって、安心してぐっすり眠れた」と、震災前の育英舎での生活を懐かしく話す子どもがいた。

必要なこと、④一方で施設での生活を継続しなければいけない場合に必要なこと、⑤大規模災害直下にある施設への外部からの支援体制（県内外の連携）など。2012年5月、福島県との連携を明文化するために「原子力発電所の事故にかかわる緊急時の対応マニュアル」が整備され、さらに県内児童養護施設との災害時相互応援協定が結ばれた。しかし、現在もまだ実際に避難が必要になったときの移動を

想定した他施設との協定締結には至っていない。

2011年以降、原子力災害を想定した避難訓練は行っていないが、ライフラインの寸断や物流の途絶を想定して防災倉庫を作って物資の備蓄をし、テレビやデータ放送による情報収集、年に一度の避難訓練（消防法）など、災害への備えを開始した。市の土砂災害ハザードマップの見直しで、育英舎の体育館と隣接の二ッ箭荘はイエローゾーン（土砂災害警戒区域）に入った。地方にある児童養護施設や老人ホームは、水害や土砂災害の起きやすい場所に立地しているという地理的・地形的な問題を抱えるところが多い。

2019年10月の台風19号では、夏井川流域が広範囲に水害に見舞われ、浸水想定区域にあった育英舎分園が避難した。雨が降った朝6時に分園を点検した時には、周囲の道路は冠水しておらず水も引いていたが、その後、分園から育英舎本園へ向かう道路が冠水した。分園の避難計画では、台風が来ることが分かった場合、分園の車に乗り、決

まった避難経路で地域の中学校の体育館の避難所へ向かうことになっていた。しかし実際に台風が来た時には計画とは異なり、本園に避難した。理由は子ども達がオープンな避難所の環境に適応できるかという判断が困難だったためだ。この経験から浸水想定区域にある分園の避難先の選定、避難経路の検証、連絡体制が課題として残った。

2017（平成29）年、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることを明確化すると同時に、家庭と同様の環境で養育を推進する原則が示された。具体的には、少人数ユニットによる「地域小規模児童養護施設」（分園）を中心としたケアへと移行をすることとされた。分園化が進めば、災害対策は、本園のほかに分園の対応も考えなければならない。

田久さんは「本園は土砂災害の際の避難計画は、避難経路の分断を想定して、コンクリート造りの二ッ箭荘にまず移動することになっている一方で、住宅街に位置する分園は、土砂災害の警戒区域にあるため、車で近くの中学校の

体育館に避難することになっていた。しかし、いざ災害に直面すると計画どおりにはいかなかった。同じ災害でも地震、原発事故と水害は避難の仕方が違ったので、今後より綿密な避難計画を立案する必要がある」と語っている。

2) 残された課題

田久さんは、これまでの経験を通してまだ整理されていない課題に触れた。

1つ目は、放射能の影響をどう子ども達に伝え、共有していったら良かったのか、ということだ。

「あの時の私の立場を考えると、（放射能の影響を）どこまで子どもに伝えるべきだったか、まとまった言葉として伝える言葉があったのではないか、と考えてしまう。当時はそんなに深刻には伝えないことにしていたが、後で健康被害が指摘されるようになり、子どもの中には当時を否定的に感じる子もいるかもしれない。やっと避難しても孤立していた状態で、私たち職員自身もうまく整理できず、情報も行き渡らなかった。『これがもし、家庭だったらどう

だったろうか』と考える。職員としては『子どもを不安にさせないために放射能の話をしてはいけない』という形になったが、では家庭内だったらどうだろうか？不安や苦しさを子どもと話し合っ共有し、安全を確保し、何が起きたか、次に何が起きる可能性があるかを伝えたい」と語る。

2つ目は、放射能汚染の広がり、また物流・物資の入手に関する正確な情報を地域外から得るにはどうするか？

3つ目は、被災して助けを求めてきた児童養護施設を卒園した若者（卒園生）の支援だ。

元職員が被災した卒園生とつながっていたことで、支援ができたという事例があった。また、別の卒園生は、心配して育英舎に電話をくれた。退所後も連絡を取り合っている卒園生もいるが、そうではない卒園生も連絡をくれた。大震災が起きた時、卒園生への安否確認や支援が必要で、施設単独ではなく社会全体としての仕組み作りが課題ではないか。

4つ目は、職員も被災者であるということだ。

「子ども達と一緒に避難生活を送るということで、職員もさまざまな苦悩を抱えた。再び同様のことが起きたら、職員の思いをかき消して、『職員は子ども達と一緒にいるべきだ』ということをして施設を出して、それに職員が従わざるを得ないようなことになりはしないか。児童養護施設だけではなく、高齢者施設、障がい者施設でも同じようなことが起きていた。自分の家族を優先した職員を責めることはできない」。そして、「目に見える被害があれば、周囲の理解が得られるが、放射能のように目に見えない上に情報も錯綜し、それぞれが不安な思いを抱く災害では、避難したいという意味を施設だけ、職員だけが抱え込む必要はない。広くみんなに助けを求めて、子どもと職員の安全安心を社会全体で守ってほしいと思う」と田久さんは提言する。

4つ目の問題提起は、法人全体へも投げ掛けられた。2019年の台風19号では育英舎職員2人のアパートが被災、法人全体では10数人が被災した。職員が安心して仕

事ができるよう、職員が優先的に避難できるような避難所などの議論など、複合災害対策に向けた取り組みが始まった。

【引用・参考文献】

市川誠子(2011)．施設を出て避難所生活。子どもの笑顔に支えられて．そだちと臨床，11,October, p23～p27.

※1 児童自立支援施設：児童福祉法第44条に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的とする施設

<いわき育英舎>

福島県内で唯一避難した児童養護施設

- 社会福祉法人 昌平齋／児童養護施設 いわき育英舎
- 住所：979-3124 いわき市小川町上小川字大坂5
- 定員：40人（2011年当時）
- 建物：2011年3月当時、園舎は鉄筋コンクリート造2階建て1,046平方メートル、その他体育館、職員宿舎、幼児保育室など2016年建て替え
- 設立：1983（昭和58）年4月

インタビューを受けた人：たきゅう かずし田久 和志
インタビューをした人：藍原 寛子、澤田 和美

II章 青葉学園の被災の記録

1. 児童養護施設青葉学園の概要

青葉学園は、アジア太平洋戦争の終戦翌年1946年（昭和21年）6月、国語学者でローマ字教育研究者の三尾砂氏^{※1}（1989年逝去）により、戦争で親を亡くした戦災孤児の養育と教育（特にローマ字教育）のため、旧・伊達郡茂庭村（現・福島市茂庭）に設立された。三尾は関西から移住し、自然に恵まれた茂庭に土地を求め、私財を投げ打って戦災孤児のための「青葉学園」と、ローマ字教育のため「私立青葉学園小学校」を設立した。「児童福祉法や生活保護法、学校教育法、社会福祉法が制定されたのは昭和22年～26年ですから、法律

も制度も公的資金もない戦後の混乱期に、子どもの命を守ろうと始めた、まさに福祉の原点と言える活動」と、理事（震災当時、施設長）の神戸信行さんは語る。

しかし、冬の茂庭は雪深く、あまりの自然の厳しさに、1948年（昭和23年）10月に旧信夫郡大笹生村^{まないたやま}俎山に移り、1955年には現在地の福島市土船へ。本館、管理棟など年々施設も充実した。創立以来、指導員や保育士は子ども達から「先生」ではなく、「〇〇おねえさん」「〇〇おにいさん」と呼ばれており、家庭的な養育を大切に引き継いでいる。

2. 東日本大震災、続く原子力発電所事故

1) 震災当日

保育士の増子智美さんは、男女一緒に縦割りのホームの担当をしていた。最初の巨大な揺れが起きた午後2時46

分、当時住み込んでいたホームの自分の部屋で休憩時間を過ごしていた。揺れている間は、「地震だ。いつもより長いなあ」と思いながら、担当

ホームにいた中学生の女子と外に出て、揺れが収まるのを待った。そのうちに雪がパラパラと降ってきた。

乳幼児担当の保育士の東海林聖子さんは保育室で保育中だった。地震発生直後に子ども達を急いで大きなダイニングテーブルの下に入れて、揺れが収まるのを待った。

栄養士の小野寺絢子さんは1週間の献立を立て終わり、パソコンで入力している時に揺れに遭った。この日は中学校の卒業式で、給食事務室近くの食堂で多くの子どもが過ごしており、しゃがんで泣き叫ぶ中学生の女の子を1時間くらいなだめた。

すぐ停電になり、雪も降り始め、どんどん寒くなっていった。携帯のワンセグテレビが使えた職員はテレビの情報を取り始めた。子ども達に上着を着せ、毛布と布団にくるまり、寒さをしのいだ。最初の夜は停電になり、ホームは真っ暗で寒かった。数人で部屋にいるのも不安な雰囲気があったため、全員で食堂に集まり、懐中電灯を天井に向けて照らしながら過ごした。

近くのスーパーが開いて

いるという情報をキャッチし、小野寺さんと男性職員は一緒に買い出しに行き、缶詰、パン、ウエハースなど備蓄食をとりあえず買い込んだ。その日の夕食はカレー、ご飯は停電なのでガスコンロで炊いた。プロパンガスは余震で揺れると安全装置が作動して、しょっちゅう止まってしまう。子どもに鍋を混ぜたり懐中電灯で照らしたりと手伝ってもらいカレー作り、いつもより1時間遅く夕食をとった。さらに、栄養士と調理師は非常食を出したり、冷蔵庫に保冷剤を詰め込んだりする作業をした。水道は山の湧き水を直接引く簡易水道のため、泥が混じったり濁ったり、さらに塩素注入装置が動かなくなり飲み水は煮沸して確保した。

夜になっても余震が続いたため、それぞれの子どもの部屋ではなく、女子はホームのリビングの広い場所に布団を敷いて職員も一緒に眠った。男子は講堂に布団を運んで寝た。「地震怖い」と口にする子もいれば、「もう揺れないか、また揺れたらどうする」と確認してくる子も。増子さ

んは「大丈夫だよ」と声を掛けたことを思い出し、「子どもを安心させることが大切だと思って対応していた」という。

2) 子ども達の変化

日中は、幼児は別棟の保育室、そのほかの子ども達は本館にある食堂で過ごした。小学生が毎日数名、「保育室で過ごしたい」と言ってきた時は受け入れた。震災前は、小学生が保育室に来て幼児にちょっかいを出したりおもちゃを投げたりすることもあったが、この時は幼児と一緒に静かに過ごしていた。高校生男子の中には、不安をごまかすために強がったり、職員が大切な話をしている時に「地震なんて大したことない」と騒いだりする子どももいた。

電気が復旧しても、職員も子どもも同じように不安を感じていた様子だった。昼間はテレビやストーブがある食堂にみんなが自然に集まって、テレビで地震や津波のニュースを見たり、DVDを流したり、おしゃべりをしたりして一緒に過ごした。外で遊んだり、講堂で縄跳びをしたりす

る子どももいた。停電と余震の中、増子さんは「子ども達の不安とストレスの軽減に努めていた」と10年前を振り返る。そして、普段通りに行えることは普段通りに行い、動き方や表情、声のトーンも普段通りに過ごそうと努めていたという。

東海林さんは「もしまた地震が起きたら、このテーブルの下に入りなさい。おねえさんは必ずみんなを守るから。おねえさんの話をちゃんと聞くことは約束だよ」とわかりやすく明確に繰り返し伝えた。“指示”“注意”“禁止”“制限”という言葉掛けを極力減らし、幼児にストレスがかからないよう意識した。同時に、保育室には毛布や布団、ぬいぐるみ、タオル類など、子ども達が触れて安心できるものを手の届くところに置いた。

テレビから流れるニュースは震災一色。しかし、年少の子どもは何が起きているのかわからなかったり、わかっていても飽きてきたり、イライラや不安をどうしたらいいかわからなかったりなど、子ども達に変化が現れてきた。そこで食堂の床にゴザを敷い

て、保育室にある小さいテーブルを並べて塗り絵コーナーを作り、幼児と小学生が一緒に塗り絵や貼り絵、お絵描き、折り紙をする場を設けた。何メートルもある巨大な紙に、みんなでがんばろうという文字を貼り絵で作った。余白には子ども達が思い思いに絵や文字を書いた。がんばる、と書く子どもも。その巨大な貼り絵は長い間食堂に掲示された。

浜通りに自宅がある子どもは、もともと家族からは頻繁に連絡があったわけでもなかったが、「(家族は) どうしているかな?」「お母さん、大丈夫かな?」と不安な様子で心配して涙を流す子どももいた。

3) 原発事故で状況が一変

3月12日以降、原発事故が起き、原発近くの浜通り地域で避難が始まり、放射能汚染も報じられるようになった。原発で事故が起きているという情報は、当時施設長の神戸さんから子ども達にすぐ伝えられた。震災の前に青葉学園では、毎月1回程度、規則により災害訓練を実施して

いた。しかし想定災害は地震や火災が中心で、原発事故による放射能汚染は想定しておらず、職員には放射能の知識もほとんどなかった。だがこの時は、放射能に関する情報を集めて、子ども達に伝えた。窓を閉めて外に出るのは最小限にするよう指導したほか、外から放射能を持ち込む行動をしないよう、うがい、手洗い、土足厳禁などをわかりやすく伝えた。

増子さんは「放射能について子どもも自分も不安で、知識がない分、知識がないなりに半分どこかでは『大丈夫かな』という思いと、『いや、それではいけない』という自分がいた。でも子どもが不安な様子を見て、伝えていかなければいけないだろうなという面もあった」と当時の葛藤を語る。

高校生男子担当の児童指導員、小賀坂悠樹さんは「よく事務室に来る子がいて、その子には『大丈夫だ』という安心だけでなく、情報も与えるようにした。知ることによって安心することもあるのかなと思って、自分の中にある小さい情報でも教えてあげると

いう感じで安心させるようなことはしていたかと思う」という。

栄養士の小野寺さんは3月11日以降、食材、灯油とガスなどの燃料、安全な水の確保など、業者や商店、JAなどとのやり取りに約1週間奔走していた。3月13日からはおやつが一品になったが、子ども達からは特に文句も出なかった。小学生は「うん、そうだよ」「当たり前だよ」と言い、子ども達の頑張りが見えた。13日夕方には電気、14日にはプロパンガスや水が通常に戻ったが、ガソリンが手に入らないという情報がテレビで流れたため、住み込みではない職員も2週間泊まり込みで勤務できるようにした。

災害協定を結んでいた食品業者からは「配達する人がガソリン不足で出勤できずにいるので、青葉学園から出向いてもらえれば、ある物を全部出す」と言ってもらえ、災害協定の重要性が再確認された。高学年の男子は買い出しに協力的な態度で、「もし買い出しに行くなら自転車で俺も一緒に行くよ」と声を掛け

てくれた。神戸さんもバイクに乗り、近所の農家へ野菜を買いに回り、栄養士も備蓄のための買い出しへ。お米の備蓄はあったが、米を400キロ購入して、1～2か月は買わなくてもよい状態を作った。後になってからわかるのだが、この頃は放射線量が一番高い時期だった。

4) 毎日の生活のために

震災がなければ、子ども達が学校に通っている時期だったので、昼ご飯は25人分の食材しか準備していなかった。しかし、震災後は学校が休みになったために昼ご飯の食材が不足した。これは近所からもらった野菜を保存できるように冷凍加工したもの、練り物、卵でまかかった。

水や燃料、ガソリン、食料などの基本的なライフラインがだいたい通常に戻ったのは3月17日ごろ。この頃は、職員の家族や知り合い、他県の支援団体などからの支援物資や、近くの避難所で余った物資が多く届くようになった。近所の老人ホームから夜中に大量のおにぎりが届いた際には、無駄にしないよう翌

日の朝食に出した。「児童もその時になると、(以前は食事を)残す子もきちんと食べてくれた。保育士も『食べられない人がたくさんいるんだからね』と教えているようで、子どもの中でもそういう感情が芽生えて、食べ物をどうしても残す時には『ごめんなさい』と言って残すという状況が続いていた」と小野寺さんは回想する。行政からの災害支援物資は3月19日以降しか届かなかった。

男性職員は、燃料や灯油、電池など生活環境面でのハードの確保に努めた。子どもに早く消灯すること等、協力を仰ぐように働きかけ、全体をまとめていく役割を担った。小賀坂さんは「日頃は掃除もしない、ごみ捨てもしないという子どもが、地震によって水道水が涸れる前のまだ水がきれいな段階で、バケツや手元にあるペットボトルで水を貯めておいてくれた。その後、浄水器が止まり、泥水しか出なかったため、高校生の協力は重要だった。」「大きい子が自主的に動いてくれたことは支えになった。日頃大人が手をかけていたからそういうと

きに大人が行動していたことを『こんな時こうやっていたよな』と感じて、子どもも動いてくれたのではないかと思う」と語っていた。

5) 安心できる居場所作り

地震と原発事故で不安なのは子どもだけではなく職員も同じだった。職員には、父親が津波で行方不明だったが、ガソリン不足で実家に帰れなかった人がいた(後に父親は死亡確認)。

神戸さんは、職員だけが過ごせる休憩場所を事務室の奥のテレビがあるスペースに作った。テーブルにお菓子やお茶が用意されている。増子さんは、ホーム内にある自分の部屋で休憩しているよりも、その部屋に行けば職員の誰かが居るという安心感から、そのスペースで長く過ごしたことを覚えている。「子どもや他の職員、誰かのそばに居たいという気持ちがあった」という。「子どもは地震の揺れを頭で理解、というよりも、肌で感じるから、誰かがそばにいと安心というのは大人と同じだった」と増子さん。日中でも建物内の薄暗いところ

ろを歩いて子どもがトイレに行くときに「一緒に行こう」と言ってきたり、余震のたびに「今の（地震）は、震度いくつ」と聞いてきたりする子どももいた。

増子さんは、みんなが長時間過ごす場所を清潔に保つよう心掛けた。「まだ余震があ

る中で、学校が休みで子どもはずっと同じ共有スペースで過ごしていると、床の汚れが目立ったり、物も散乱していたりしていた。震災前と変わらない生活、気持ちよく過ごせる場所であってほしいという思いがあった」と振り返る。

3. 放射能汚染と測定、除染

1) 食品の測定を開始

原発事故で広い地域で発生した放射能汚染。この問題については苦い体験もあった。3月19日、施設の近くにある酪農家から「牛乳を寄付したい」と申し出があり、生の牛乳をもらった。煮沸して温かい牛乳を子どもの昼ご飯に出した。これを2日間続けたところで、県内産の牛乳から原発事故由来の放射性ヨウ素が検出されたため、21日には地元産の牛乳は出荷停止になった。その出荷停止前に寄付の申し出があった牛乳を「うちはもういただいたので、別の児童養護施設にどうぞ」と融通したことがあった。神戸さんは「内部被曝もよく知らず、ましてや中通りまで影

響があるとは全く思わなかった」という。

震災直後、福島市内にある短大の外国人教員が自国に帰国した、と神戸さんは聞いた。海外と日本とで情報が異なるのだろうか？放射能に対する知識を正確に伝えてくれる人が欲しい。マスコミを通じるとどうしてもバイアスがかかってしまう。放射能被曝を低減するためにも、刻々と変化する現状と分析について、客観的な情報を知りたいと考えていた。

8月になり、子どもを対象とした支援先を考えて現地調査をしていた澤田和美さん（事故当時武蔵野大学小児看護学教授、現NPO法人福島県の児童養護施設の子どもの

健康を考える会共同代表）と日本キリスト教海外医療協力会の訪問を受ける。「放射能の影響を受けた福島の状態をどう考えたらいいのか、放射能から子どもを守るための方法には何かあるかということをごっくばらんに聞いたことが非常に良かった。マスコミやいろいろな場で放射能の情報が行き交ったが、確実な情報のやり取りは、人と人とのつながりの中で、初めて生きた情報になっていくと思う」と神戸さんは言う。

2012年2月には、食品放射能測定を開始できた。これは宗教法人日本ルーテル教団・ルーテル教会ミゾーリシノッドが、当時入手が困難であった食品放射能測定スクリーニングシステム（ベラルーシATOMTEX製）の設置をしてくれた（写真上）。環境放射線の影響を最小にして測定するための測定室を日本キリスト教海外医療協力会が設置してくれた。いち早く設置できた食品放射能測定器は、近隣農家も利用できるようにした。

「学校^{※2}は1日に1回しか食べない。児童養護施設は一



ベラルーシ製食品放射能測定器（青葉学園）



国産食品放射能測定器

日に3回食べる。そこで食品の放射能チェックができないのはおかしい。児童養護施設に入れてほしい」と神戸さんは児童福祉施設部会長の立場で県に訴えたが、児童養護施設に福島県が食品放射能測定器（日本製：写真下）を設置したのは、それから1年後の2013年2月だった。

2) ボランティアによる除染

2011年の夏休みに公立学校の除染が開始されても、児童養護施設は公的除染の対象にならなかった。その後、公的除染、さらに補助金を使い業者に頼んで除染してもらった。ところが、外壁の隙間



改修工事後の洗濯物干し場(2013年)

や石垣の間など、放射能がたまりやすいところは、手間やコストがかかるようで、業者は除染しなかった。これを県外から来た海外青年協力隊OB,OGの団体をはじめとするボランティアが除染してくれた。「ボランティアは、放射線量の高い石垣もブラシを使って除染してくれました。児童養護施設は社会的にはそれほど認知された施設ではなかったのに、来てくれたことは本当に助けられました」。神戸さんはボランティアの貢献に励まされると共に感謝している。



放射線量測定中(2012年10月)

2012年4月以降、澤田さんが福島に事務所(当時は任意団体)を開設して、企業なども巻き込んで園内の放射能測定が行われた。玄関先や洗濯物干し場、雨樋、子どもがよく遊んでいる場所。「放射性物質は移動しない」というのは違って、実際に自分たちで測ってみると傾斜の低

いところに放射性物質を含んだ雨や土砂がたまり、放射線量が高くなる、いわゆる「ホットスポット」があることがわかった。その結果、洗濯物干し場のコンクリート敷きなどの改修工事に結び付き、放射線量の低減を図れたため、被曝の影響を下げる事ができた。

3. 研修会の開催—県内施設の職員で学び合う

2011年9月、震災と原発事故から約半年後、福島市の青葉学園で県内5児童養護施設の管理者や職員らが集まって、震災後初の研修会が開かれた。

この研修会は、震災前から1年に1回、青葉学園が主催した研修会「子どもの育ちを支える会」として開かれてきた。通算で9回目になる。この時はまだ被災後、完全には落ち着いてはいなかったが、県内の施設の職員の参加で実現したのは、震災後から現在までどのような問題を抱えているのか、体験や思いを共有し、支え合い、学び合いたいという熱意からだった。

「まだ行き来も十分にはで

きないなかで、このままでは私たちが分断され孤立していく。とにかく、児童養護施設で働く人たちが集まって、今抱えている課題や悩みや不安をお互いに共有しようと。集まることにまず大きな意義があり、子どもをケアする側のケア(支援者支援)、お互いにエールを交換して励まし合うことが目的だった」と神戸さん。この研修会に、8月に青葉学園を訪問した澤田さんが丸光恵さん(当時、東京医科歯科大学大学院准教授)と共に参加した。

児童養護施設の職員や管理者を対象にした研修会は数多いが、青葉学園のこの研修会は、現場の一線で働く仲間同

士が語り合い、問題提起し、共有するもので、参加した職員らも大いに勇気づけられた。

研修の様子を神戸さんはこう振り返る。「現場の最先端の課題を持ち寄り、不安や悩み、苦労を語り合った。同じ現場で闘っている同士みたいな連帯感があった。児童養護施設の現場で働く職員の中に

4. 児童福祉施設部会長として奔走

福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会長を務める神戸さんのもとには、震災直後から、県内の各児童養護施設からさまざまな相談があった。

最も深刻だったのは、東電福島第一原子力発電所から34キロ地点にある「いわき育英舎」の副園長市川誠子さんからの避難の可能性も含めた相談電話だった。物資も入らなくなったいわき市にある育英舎は切迫していた。震災直後から3月下旬にかけて、浜通りのいわき市や南相馬市、中通りの福島市、郡山市という避難指示区域以外の地域でも「自主避難」で多くの住民が自主的に次々と県内外

は、『特異な状況に置かれた子ども達を、ともに守っているのは私たちしかいない』という思いが強くある。『自分たちだけが困って悩んでいるんじゃない。福島県の児童養護施設の子どもをみんなで守ろうとしているんだ』という感覚がお互いに共有化されたと思う」。

の放射線量が低い地域に避難をしており、避難が喫緊の現実的なりスク回避となっていた時期である。

3月中旬ごろ全国の児童養護施設を束ねる全国児童養護施設協議会（以下全養協）の会長から「山梨に空き校舎がある。行政（県）と話し合っただけで避難用に準備できているので、福島県内で避難が必要な施設があるなら連絡が欲しい」と神戸さんに電話があった。福島県内の児童養護施設の避難を受け入れる準備があるという連絡だった。県外へ子どもを避難させられる可能性が出てきた。

そこで課題になったのが、

児童養護施設の子どもの入所措置の問題だ。保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護して養育するのが社会的養護。この社会的養護の下で、行政権限により、子どもの児童養護施設入所を決める「入所措置」の最終責任者は県知事になっている。児童養護施設は県との委託契約で子どもを預かるが、子どもを連れて今いる場所から避難する場合、県の許可は必須だ。だが原発事故のような緊急で、かつ迅速な避難が求められる事態はそもそも想定されておらず、施設の子どもが施設を離れてどこか他の場所に移る避難という想定は、県と児童養護施設との委託契約の中には入っていない。

震災後、神戸さんは、児童養護施設に子どもを預ける立場にある「措置権者」としての福島県に何度も電話を入れていた。しかし不通が続き、初めて県と電話で話せたのは震災から約1週間後だった。地域一帯が被災していたので当然でもあるが、原発事故後の避難という、緊急事態で

は、現場で判断しなければならないことを“誰が”判断するか、という課題が議論になった。最終的には「緊急時には、県知事の判断＝施設長の判断」というところまでこぎつけることができた。「ここで問題になったのは、措置施設というのは特別な存在だ、ということ。かつて福祉分野では、保育所も含めて措置が当たり前だった。それが、今は福祉においても“契約”になり、児童養護施設等の社会的養護だけが措置を基本にしている」と神戸さん。

想定外、予想外—そんな原発事故が起き、施設の子どもも大変な状況に陥ったが、二度目の「想定外」はない。この原発事故を教訓に、事前に想定して、災害前から県や児童養護施設の間で認識を共有し、避難に対するマニュアルを準備しておくべきではないか—ということが、関係者の間で議論されるようになっていった。

震災から1週間ほどした3月17日、「福島県児童相談所 東日本大震災要保護児童対策本部」が設置されたと中央児童相談所から連絡が来

た。内容は、「津波などの震災孤児が今後、相当数予想される。児童養護施設の現在の定員の1割ぐらいいは受け入れてほしい」という依頼だった。

5. 緊急時の対応マニュアル作成と全国への問題提起

1) 作成へ議論が始まる

いわき育英舎の避難の体験や、福島愛育園の避難の模索、青葉学園の事故直後の体制や子どもの処遇等の経験から、この原発事故を教訓に、県内の児童養護施設での情報共有や相互支援関係、避難マニュアルの必要性が議論され始めた。

すぐに判断が求められる超緊急の避難について、神戸さんは2011年5月に開催された福島県社会福祉協議会開催「東日本大震災に関わる避難福祉施設関係者意見交換会」で県にこう投げ掛けた。「措置権者である県に連絡がつかず、緊急に逃げなければならない時、判断するのは誰か。施設長が判断せざるを得ないのではないか。それを確認したい」と。すると県の担当者は「検討する余裕がないので、施設部会に任せます。その過

神戸さんは「非常時ですので、もちろん対応します」と即答したのを神戸さんは覚えている。

程で発生した疑問や課題を必要に応じて検討したい」との回答だった。そこで、施設部会に、県の担当者も加わって議論が始まった。結局、最終的には「一次避難は、施設が県と連絡がつかない状況においては、施設長の判断を県知事の判断とみなす」という内容が盛り込まれた。

「これは画期的でした。今後、非常時にあっても行政的な判断も仰げないときに、児童養護施設の施設長の判断が、県の判断であると追認されることになった。これで安心して今回のような大規模広域災害時に施設長が判断することができると思った」と、神戸さんはその意義を語る。

2) マニュアルが完成

施設部会は2012（平成24）年2月、外部被曝・内部被曝を防ぎ、避難を含めた原発事

故の緊急事態に対応するマニュアルを作成。これに基づいて、同年5月には、同部会に加盟する県内児童養護8施設による災害時相互応援協定を締結した。

マニュアルの特長は、原発事故を想定し、平時からできる準備や避難訓練、確認事項を列挙。同部会の会員施設相互の支援、福島県内施設での避難受け入れを含めた「一次避難」、県外避難を含めた「二次避難」などの確認や、避難の必要性の判断方法を示す「避難に関するフローチャート」をまとめていることである。

震災から8年が過ぎた2019年、台風19号の被災もあり、このマニュアルの改訂作業がNPO法人福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会の事務所ではじまった。これは施設部会の委託を受けてのものであるが、元児童養護施設長が中心となって行った。「避難後の生活」の項目は、2011年の避難経験、さらに施設での養育経験から、行動レベルまで書き込んだ。（巻末資料 p59『避難後の生活』参照）

ここで作られた改訂版のたたき台は、厚生労働省「新しい社会的養育のビジョン（2017年）」で推進される地域分散型の小規模ホームでも運用できるようにした。今後、作られる施設部会のワーキンググループによって、さらに具体的に作業が進められていく予定だ。



マニュアル改訂作業

3) 児童養護施設独自の避難マニュアルの必要性

2013（平成25）年3月、全国社会福祉協議会は「大規模災害対策基本方針」を発表。全国規模の被災地活動支援が必要になるような大規模災害時の支援方針をまとめた。これを受け、全養協は「大規模災害対応特別委員会」を新たに設置し、原発事故を含めた大規模災害の時の児童養護施設の対応について検討を始めた。神戸さんは委員長に就任

し、全国の児童養護施設を対象に実態調査を行った。その結果、大規模災害のリスクとして「原子力災害が起きるリスクがある」と回答した141施設のうち30施設(21%)が、原発から30キロ圏内に施設があると回答した(文献3 p22)。

神戸さんは、この理由は原発の近くは土地が安いからと考えている。施設は資金が限られているため地価が安いところに建てられることが多い。原発も同じで、住民が少なく、地価が安いところに建設される。建設時期を見ると、施設の方が歴史的には先に建てられ、その後に原発ができています。福井県には原発から4キロしか離れていない施設がある。神戸さんは「福島の原発事故の経験を踏まえれば、もしも原発事故が起きたら、あとは逃げるしかない。いざという時には県の判断を待ってられないことも起き得る。今のうちから、県や関西電力とちゃんと話し合っておくべきだ」と原発近くに立地する施設の全養教役員にアドバイスした。

この大規模災害対応特別委

員会では、「全養協施設の抱える大規模災害リスクに関する防災・対応チェックリストVer1」(文献3 p27~p29)を作成した。また「原子力発電所事故の対応マニュアル(福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会、2012年)も同委員会で共有されたが、全国の児童養護施設でその内容が浸透しているか、と言えば、そうでもないのだという。神戸さんは、原発事故に遭った地域とそうでない地域、福島県民でも放射能の影響があった地域の住民とそれほどでもない住民との間には、それぞれ温度差があるのを感じている。「福島第一原発事故や放射能汚染が、福島だけの出来事として矮小化されてしまう問題がある。でも放射能には県境はない。他の地域は心配ない、安全だとすることは、虚構だと思う」と神戸さんは語る。

「自分で自分を守れない、人権を侵害された子どもの命を守る、育てる。そういう『命の原点』『福祉の原点』が震災・原発事故で明確に問われた。子どもの命を守るという共通の地平に私たちが常に立ち続

けることが大切だと思う」とはっきりと述べる神戸さん。震災から10年。原発事故を教訓に、その原点を問い続け、子どもの生活と権利を守っている。

【引用・参考文献】

1) 児童養護施設 青葉学園(2012). 子どもの育ちを支える会 第9回研修会報告書(平成23年9月29日実施)「東日本大震災と子どもの支援と課題-今求められる支援について考える-」。

2) 児童養護施設 青葉学園(2013). 子どもの育ちを支える会 第10回研修会報告書(平成25年1月23日実施)「東日本大震災と子どもの支援と課題(II)-「フクシマ」の中の社会的養護を考える-」。

3) 全国児童養護施設協議会 大規模災害対応検討委員会(2015). 大規模災害対応検討特別委員会 報告書. 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会。

4) 神戸信行(2013). 公開講座「原発事故と子ども~子どもの未来を考える~」. 子どもの虹情報研修センター紀要, 11, p14~p26.

http://member.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/kiyou_noll.pdf

net/contents/guidance/pdf_data/kiyou_noll.pdf

5) 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会(2012). 特集 児童福祉施設部会による原子力発電所事故への対応マニュアル作成-こどもたちの安心・安全のために-. はあとふるふくしま, 194(2012:6), p2~p5.

※1 青葉学園の創立者三尾砂氏は、早くから日本の敗戦を予知して戦後の日本を担う子どもの教育を見据えていた。戦災孤児の支援にあたり、自然の中で家庭的なつながりを持って子どもの養育と教育をするという理想を掲げた。子どもの言語研究の中で心理学にも取り組んだ。難しい言語を習得しないと読めない、書けない漢字教育ではなく、小さな子どもでも、読めて書ける言語を習得しなければ、民主主義は成り立たないと考え、戦後、子どものローマ字教育を実践しようと考えた。三尾氏は私財を投げ打って「ローマ字教育の教科書(新国民教育研究所)を執筆・販売して運営費に充てた。その精神に賛同した政治家の尾崎行雄、植物学者の牧野富太郎が顧問として名を連ね、小説家の住井すゑら文化人や学識者とも交流があった。また米国のキリスト教・ルーテル派の信者モロビツ女史と知己を得、敗戦国日本の子ども達を支援したいと青葉学園創立時には資金援助も受けた。

※2 福島県学校給食検査体制整備事業補助金:平成24年3月21日~、検査機器費用、機器を用いて検査を行う要員を雇用する人件費、検査を行う食材に要する費用を交付。

Ⅲ章 福島愛育園の被災の記録

1. 児童養護施設福島愛育園の概要

福島県の地図を縦に3つに分けたうちの中央部・中通り北部、福島市のJR福島駅から車で約20分。市南部の高台に福島愛育園（以下、愛育園）はある。建設されたころは山林と田畑ばかりだった地域も、1960年代後半からの高度経済成長、人口増に伴い、蓬萊、田沢、桜台、光が丘といった戸建てニュータウンが次々に開発された地域の中にある。

設立は1893年(明治26年)、今から129年前。喜多方市(当時・熱塩村)生まれの瓜生岩子^{※1}が、孤児貧児の養育活動を始めため、福島鳳鳴会を設立したのが始まり。戊辰戦争、自由民権運動、日清戦争などを背景に、福島や東京などで孤児や貧困者の救済活動をし、地元福島から帝国議会へ、女性として初めて「婦人慈善記章の制」を請願したのも瓜生岩子だ。愛育園は、

震災翌年の2012年に120周年記念式典祝賀会が催され、県内でも歴史のある児童養護施設だ。

敷地は緑にあふれ野鳥や昆虫も多く、空気もきれいだ。愛育園があることで、一帯の環境がグリーンベルトのように保全されてきた。里山を背に、主要な建物は南向きの斜面に建っている。自然を生かしたキャンプ場もあり、ボーイスカウト隊の活動が行われているほか、地域の青少年の野外活動へも開放されている。

浜通りの東電福島第一原子力発電所からの距離は直線で北西約58キロ。のちに放射能雲の通り道になった、浜通りの浪江町から阿武隈山地を越えて福島市へ抜ける国道114号線(通称・川俣街道、富岡街道)が近くを走っている。

<青葉学園>

県内の児童養護施設の中心となって内外に情報を発信。原発事故対応マニュアル作りでも神戸園長を中心に大きな役割を果たす。

- 社会福祉法人 青葉学園
- 住所：960-2152 福島市土船字新林 24
- 定員：44人(2011年当時)
- 建物：2011年3月当時
敷地面積 18,206平方メートル、
建物面積 2402.5平方メートル
- 設立：1946(昭和21)年6月

インタビューを受けた人：神戸信行、増子智美
インタビューをした人：藍原寛子、澤田和美

2. 東日本大震災、続く原子力発電所事故

1) 震災当日

2011年3月11日は朝から寒い日だった。午後2時46分前、職員室や廊下、玄関付近など、あちこちから一斉に「ギュイン、ギュイン、ギュイン……」という異様な音がステレオサウンドで共鳴し、響き渡った。複数の職員のそれぞれの携帯が、同時一斉に異音を発している。管理棟の廊下を歩いていた齋藤久夫さん（震災当時、施設長）は、その音にハッとした。

「地震の警報っ」、職員の大きな声が響いた。「あっ、じゃあ地震が来るのかな」、齋藤さんがそう思って身構えた瞬間、ズドン、グワッシャ、グワッシャと、想像もなかった巨大な揺れが襲ってきた。以前、防火管理者を務めていた齋藤さんは、毎年地元消防署の防災研修会に参加してきた。講師の消防士から「これから30年以内に震度6から7の地震が来る」と災害への備えの重要性を聞いていた。とっさに、「あ、それだな」と思いました。通常なら1分以内に揺れは収まると言われ

ていたのに、3分から4分大きな揺れが続いたと、その瞬間を振り返る。

揺れが収まると、園内にいた幼児の安全を確認した。子どもは定員いっぱい77人、職員が36人。小、中、高校生が帰宅後に全員の怪我がなく無事であることを確認した。

齋藤さんは、すぐに施設の点検を始めた。愛育園は広大な敷地を有している。敷地面積は71,489平方メートルで、実に東京ドーム（46,755平方メートル）の1.5倍。周囲には民間のゴルフ場、敷地内には、キャンプ場（東京ドームの約7割の面積）もあり、緩やかな斜面に多数の施設が建つため、のり面の土砂崩れや陥没と子どもの転落など、二次災害が懸念された。施設管理者として、日常的に施設全体を歩いて点検しており、危険が想定される場所には頭に入っていた。建物に壊れた部分はなかったが地滑り箇所が2カ所あり、直ちに子どもが立ち入れないようにした。

齋藤さんは愛育園に勤め

始めた直後に宮城県沖地震（1978年）、その後も新潟県沖地震（2004、2007年）に遭った。宮城県沖地震後、仙台の児童養護施設へ当時の副園長とともに見舞いで訪ねた時には、現場の職員から生々しい被災の様子を直接聞くことができた。

その職員は、「子どもが遊んでいる場所で地割れが起きた。その時、『こっちに来なさい』という優しい言葉では子どもはビックリするだけで動けない。『こっちに来い』ときつい言葉でスパッと言うことがとても大事」というアドバイスをもらった。子どもを守る職員としての心構えとして、危険な場所から子どもをできるだけ早く逃がすためにきつい言葉も使う。人命保護最優先の鉄則からの行動だ。いざというときには、そういう言葉を使う瞬間も来るかもしれないと、災害が起きるたびに齋藤さんは思っていた。

2) 土砂崩れ、断水が発生

発災直後の最初の危機は断水だった。のり面で土砂崩れが発生し、高台のニュータウ

ンに導水する主要配水管が破損し、一帯が断水に陥った。電気は通っていたため、暖を取ることはできた。断水でトイレが使えなくなったので、ボーイスカウト指導者をしてきた齋藤さんの経験を活かし、野外活動で取り組んできたように、施設の子どもと職員で園内の野営場に穴を掘ってトイレ代わりにした。

ところが断水が続くと、トイレの穴が足りなくなったり、夜間にトイレに行きたくなる子どもが出てきたり、といったことが起きた。当時3月12、13日の福島市の最低気温は-0.5度~-1.9度。施設内のトイレを使えるようにする対策が必要だった。

そこで、職員が農家から大きなタンクを借りてきて軽トラックの後ろに積み、側溝や川からペットボトルやバケツで水を汲み、タンクに詰めて施設に運んだ。ペットボトルに入れた水を子どもに配給し、トイレ用に使うようにした。3月11日の午後、福島市は雨だったが、15日の夜から16日までは、まとまった雨は降っていない。近くの川で十分な水量が確保できな

いときは、職員が何度もタンクを積んだ軽トラックで川まで行って水を汲んできた。高校生は手伝おうとしてくれたが、放射能の情報も入っており、屋外ではなく建物内部での作業を手伝ってもらった。

福島市内では、医療機関や福祉・介護施設に優先的に給水車が出動したが児童養護施設はこの対象から外れていた。ガソリン不足で給水車まで水を取りに行けず、非常用水と職員が自宅から運ぶ水で1週間しのいだ。また東京から水と食料を2往復運んでくれたボランティアにも助けられた。

愛育園から約5キロ離れた福島大学には15日、主に南相馬市からの避難者が来て、同大学が急きょ避難所指定を受けた。愛育園も敷地内に体育館があり、青少年の教育活動に活用されていたため、避難所の指定や福祉避難所の開設も考えられた。ところが避難所には指定されなかった。指定されれば物資も情報も入ってきたのだが、実際にはその機会はなかった。

3) 市民から物資届く

水不足の次に起きたのが、

食料不足。愛育園には3日分しか備蓄がなかった。総勢約120人が毎日に食べる量は膨大でその備蓄量も相当のものだ。その段階で、物流の見直しは全く立っていない。主食は全部おにぎりにした。中学校3年生の男子が「俺の分も食べろ」といって小学生に自分の分をあげるという場面もあった。齋藤さんは「食料や水という、生きていくために重要なものが不足した状態で、助け合いの精神や、相手への思いやりが子ども達の中に芽生えた。職員と子ども同士と一緒にいる時間と共同作業が増え、信頼関係も強くなった。決して良い状態ではないものの、助け合って共に生きていくという、そういう環境に置かれた」と振り返る。

大きな転機が訪れたのは3月17日のことだった。津波被害、行方不明者、避難所情報、原発爆発の影響など、浜通りのニュースを中心に報道していたメディアのなかで、地元のAMラジオ・ラジオ福島が、「児童養護施設の福島愛育園で食料が不足している」という緊急事態を放送した。齋藤さんも職員も放送を

依頼した記憶はない。ラジオ局に連絡してくれたのは、地域の人か、子どもの保護者か……。それは今も不明だが、見知らぬリスナーが行動してくれた。「それから食料が県内だけでなく、県外からも、いっぱい来るようになった。ありがたいなと思った」と齋藤さんは語る。それまで、福島県児童家庭課や中央児童相談所の連絡や、メディアのニュースを通じて災害情報を収集してきた。しかし、一児童養護施設で今、起きている切迫した状況を県や児童相談所など関係機関に発信して広く救援を求めるといふ発想はなかった。ところが事情を知った市民がラジオ局に現状を伝え、それがラジオの電波に乗ったことで、施設内の被災状況が社会に伝わり、ボランティアの市民により支援がもたらされた。

この食料不足の教訓を活かしたいと、齋藤さんは震災から4か月後の7月、ユニークな取り組みを始めた。まだ時折、思い出したように余震が起きていた時期に「ローテーションボックス」（食料備蓄庫）を設置した。これは単な

る備蓄庫ではない。「数年と保管期限が長い非常用食は100人を超える備蓄をすると高額になる。そこで、消費期限が半年ぐらいの食材を1週間分備蓄し、毎月1回、1日分を食べていく。食べるたびに新しいものを買って保管する。この食品のローテーション方式のメリットは食べる日を『粗食の日』として防災意識を新たにすることと、消費期限が長いものは期限を忘れてしまうが、毎月1回決めておくと、忘れないし、食材も無駄にならない。いざという時に使える食品を備蓄にすることが大事だと齋藤さんは話す。

震災直後に食料が不足していた時に、福島市内の酪農家から牛乳の提供があり、それを飲んだことも。「当時はありがたいな、と思って飲んだが、後から牛乳の放射能汚染による甲状腺がんの多発がチェルノブイリで起きたことを知った。取り返しがつかないことをしてしまったかもしれない。食料が備蓄されていたら避けられた」。その悔しさも、齋藤さんの食料備蓄方法の構築に繋がっていた。

4) 子どもの家族との連絡

発災直後から職員は、子どもの様子の報告と保護者の安否確認を兼ねて、児童相談所と連携して、できる限り保護者と連絡をとった。子どもの

様子が心配で連絡をしてきた保護者がいたり、保護者が迎えに来て許可を得て一時的に帰宅したりした子どももいた。

3. 県内施設で最も放射線量が高く

1) 避難を考え始める

3月12日には福島第一原発1号機、14日に3号機、15日には4号機で、次々に爆発や火災が起きていたが、職員が放射能の影響について意識が向いてきたのは3月15日ごろのことだった。対策としては、子ども達や職員が極力、外に出ないようにした。子ども達が外に出ていいのは、水の補給時と食事を運ぶために児童棟と給食棟を行き来する屋外の渡り廊下を通る時だけとした。また、職員は手分けをして、窓という窓にガムテープで目張りをして、極力、外の空気が入り込まないようにした。

齋藤さんは、「車で通勤する職員はカーラジオで朝から原発事故をニュースで聞いていた。浜通り方向に向かう車両に見慣れない機械が積まれ

るのを目撃し、何かを測っているという情報はあったものの、それが何なのかまでは分からなかった」という。震災直後は、放射能の影響について、職員はほとんど考えが及ばなかったというのが実情だった。

しかし、地形的特徴から放射能雲が浜通りから飯館村そして愛育園の上空に至る帯状に抜けていった(p4 マップ参照)。福島市は14日午後から曇りで、15日午後3時から16日午前中には雨が降り、降雨によって放射性物質は地上に落ちてきたため、愛育園周辺は放射能の高汚染地帯になっていた。

3月末、「もう全員で避難する時期が来たのではないか」、齋藤さんは思い始めた。

4月10日、地元の福島民友新聞に大きな記事が載っ

た。「放射線いつ正常に」「県内は小康状態」「直ちに健康影響なし」。県庁の出先機関が測定した県内主要7都市の1日当たりの放射線量の推移(3月13日から4月9日まで)を記録した折れ線グラフが付いている。福島市を示す赤い折れ線をたどると、郡山市、白河市、会津若松市、南会津町、南相馬市、そしていわき市よりも格段に高い、400マイクロシーベルトを超える総放射線量が記録されている。齋藤さんはこの記事のうち、「放射性物質は室内にいとコンクリート造りで10分の1、木造でも半分に減り、直ちに健康に影響することはないとしている」「累積放射線量は、県北3267・3マイクロシーベルト(福島市)」という記述部分を、黄色い蛍光ペンで塗った(2011年4月10日福島民友新聞)。そして、この記事で齋藤さんは福島県内の児童養護施設で放射線量が最も高いのは愛育園であることを確認した。福島市で放射線量の高い、その場所に既に3週間は居続けたことが明らかになり、避難の準備を開始した。

まず、県内で浜通りからの避難者を受け入れている施設や福祉関係者、支援活動をしている知り合いなどに状況を問い合わせた。同時に、長距離の車移動が可能なように、ガソリンの備蓄を始めた。途中でガソリンを備蓄することは法的に禁じられていることを知り中止したが。

中通り、会津地区で避難所になりそうな施設は、すでに事故原発周辺地域である浜通りからの避難者でいっぱいになっていた。中通りからの避難を受け入れる余裕はどこにもなかった。そこで齋藤さんは、愛育園の創設者の瓜生岩子の故郷、喜多方市(旧熱塩村)なら、その関係性で受け入れてもらえるかもしれないと考え、岩子の母の実家である喜多方市熱塩加納町のホテルに受け入れてもらえないかと打診した。だが、すでに避難者を受け入れており、「受け入れは困難」という回答。「私達が避難を躊躇している間に、浜通りだけでなく、中通りからも多くの人が避難していた。どこにも行く場所がない」と齋藤さんは愕然とした。

会津の廃校になった校舎の利用も打診したが、安全上の問題から断られて、結果的に喜多方市と避難の協議ができたのは1年後であった。

2) 愛育園独自のマニュアル作成

齋藤さんはそこで頭を切り換えた。「今すぐには避難受け入れ場所が決まらなくても、まずは避難計画を立てよう、100人以上の避難は相当に困難だが、愛育園独自の避難マニュアルの策定作業を先行させよう」と。

2011年3月時点では、愛育園には原発事故の避難マニュアルはなかった。放射能測定器も備品として持っていなかった。原子力災害はまったく想定していなかったし、まして福島市を離れて施設がまるごと移動するような広域避難が必要になるとは考えていなかった。

避難マニュアルでは、まず避難する順番を決めた。幼児を最優先で逃がすこととし、最初に幼児と副園長を乗せた車が先発で出る。道路の混み具合や状態の連絡を受けた後、後続車が続く。車両ごと

の動きは、避難中の余震や状況の変化も踏まえて、情報を得ながら最善のルートを選択することを原則として「津波てんでんこ」（それぞれが判断する）方式にした。全員が同じ場所に避難する予定のため、ゴールは一緒。最後に出るのは園長の車で、留守番として愛育園に1人か2人残ることを計画した。

また車両の確保も重要だった。乗用車1台4人乗りとして最低でも25台は必要だ。具体的に職員の誰が、どの子どもと一緒にどの車に乗って避難するかというところまでを5月には決めた。職員も子どもも毎年入れ変わるため、定期的に配車の見直しすることとした。

他には、連絡網、行動手順も明確にした。避難先は、原発から最も遠い県内の会津地方を想定し、受け入れ先と協定を結ぶほか、現状理解も含めて、県と綿密な連絡・コミュニケーションを取ることや、十分な準備のもとで避難を開始することなどを盛り込むことにした。

その他、震災前からまとめであった定期通院が必要な子

どもの記録を、「長期疾病児童調べ」として6月に完成させた。これは病気を持っている子どもの病名、飲んでいる薬、通院頻度などの情報を最新にして一覧表にしたものだ。この表を整備することで、避難先で万が一、定期服用薬が無くなっても現地調達が可能になる。

3) 喜多方市との避難協議

災害時の避難先の調整には時間を要したが、2012年6月と、2013年5月、喜多方市役所を訪ね、原発事故のような重大災害が起きた際の避難受け入れについて協議した。愛育園の避難マニュアルの内容について、喜多方市の理解が得られた。ただし、「文書として相互応援協定を取り交わすことはできないが、何かあった時には協議する」という確認が得られた。

「そこまでいっただけでも、良かった」と齋藤さんは語る。そして「施設部会長の神戸先生にも協力してもらい、関係機関に、愛育園は放射線量が現実的に高いんだ、ということも分かってもらえたことも大きな成果だった」と振り返

る。

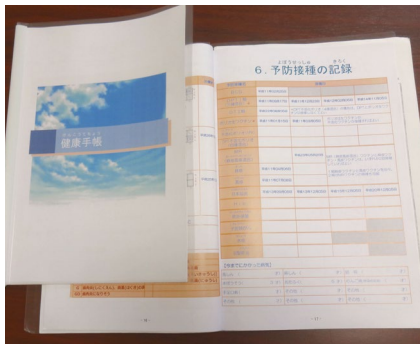
4) 児童養護施設の子どもの住民票の異動

子どもと職員と、施設全員で施設外へ広域避難するとなった時に、子どもの住民票の問題が浮上した。福島県は、措置入所後も子どもの住民票^{*2}を愛育園に異動させておらず、保護者と入所前に生活していた居所になっていた。つまり、実際には子どもは愛育園に暮らしているものの、住民票上は愛育園にはいない、ということになってしまっている。そのような実態で避難した場合に、問題は起きないだろうか。福島県民健康管理調査（当時）の甲状腺検査でも、住民票が施設に異動されていないために初回の検査の案内が愛育園に届かず、検査が受けられなかった子どもがいた。齋藤さんは、震災後、視察に来た国会議員に対してこの問題を訴えた。

「もしもまた原発事故が起きて、浜通りや中通りの児童養護施設が避難した時、住民票を基に避難児童を確認しても、その子どもは、住民票上は施設にいないことになって



児童養護施設での甲状腺検査



健康手帳



卒園生に贈るセット(2021年3月)

しまう。児童養護施設にいたという証明を得ること自体が複雑になる」と齋藤さんは指摘したうえで、「大災害が起

きたら、全員で一刻も早く避難する必要がある。その時に備えて、施設全体で避難することへの了解書面を事前に保護者から取得しておくことが必要かもしれない」という。

NPO法人福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会では、こうした住民票問題で甲状腺検査が受けられなかった子どもがいたことで、法人の活動として甲状腺検査を開始した。同法人が独自に考案した「健康手帳」には、これらの被曝の状況を示す検査データと、母子手帳のない子どももいるので成長発達の記録や、予防接種歴をまとめてある。冊子にして、卒園時に、体温計や絆創膏と共に紛失しないようにポーチに入れて贈呈している。そして、この「健康手帳」に、2011年3月11日に子どもの居所として、児童養護施設で生活していたことを記録している。住民票が施設に異動できなかった子どもでも、そして子ども自身がそれを説明できないとしても、記録として残して証明できるようにした。

4. 従来の制度で対応できなかった災害時

1) 避難の判断をするのは誰？

齋藤さんは、原発事故直後の厳しい状況を総括して、「福島県と施設間での議論になるのが、避難の妥当性やタイミング、実際の手続きの問題だった。避難の是非を誰が判断するのか。それで子どもは守られるのか。県とは、『県が措置権者であり、県の指示に従って行動すべき』という原則は共有されている。ただし、原発事故や放射能汚染という未曾有の事故で、一刻を争う場では、現場にいる者が安全第一で“てんでんこ”に避難、判断すべきなのではないか？また、立地している地域により、その影響も異なってくる。こうした問題提起が、今回の福島第一原発事故では児童養護施設に突き付けられた。」

「施設の側は、あくまでも県の措置を受けて子どもを預かるため、子どもにかかる経費は、県の予算から『措置費』として支出される。平時ならば当然施設の敷地内で過ごすことが前提だが、しかし、原発事故の場合にはどうすべき

か。前例も、マニュアルもない。」

「勝手な行動と思われて、措置費が削られたら……。職員が良かれと思ってやったことが罰せられるようなら何も行動できないし、子どものためにもならない。だが避難が必要だと判断したら、早急に行動が取れることも重要だ」と齋藤さんは振り返る。

こうした避難の問題について、県とも情報を共有しながら、一つの方向性を示すことができたのが、福島県社会福祉協議会の児童福祉施設部会が作成した「原子力発電所の事故にかかわる緊急時の対応マニュアル」(2012年)。児童養護施設間で原発事故の際の相互応援協定を締結した。

2) 考慮されなかった放射線量

「目に見えない放射能」のリスクに対して、県との認識を共有するのに困難を感じた事例がある。会津地区に福島県立の乳児院があり、乳児院に入所中の子どもが2歳になったら、措置変更となり児童養護施設に移る。震災からわ

ずか3か月後の6月、児童相談所から、2歳児の入所措置の打診があった。福島県内の児童養護施設で放射線量が最も高いところに幼い子どもを移すというのにはあり得ないと、別の施設へ変更を依頼した。ところが、その幼児が3歳に

なった時点で、再び入所措置の打診があった。前回からの経緯が引き継がれていないのと同時に、会津地域と福島市は、特に愛育園の周囲の放射能の高さが十分に理解されていなかったことがうかがえた。

5. 安全な生活のための対策

1) 放射能汚染と向き合う

施設で、専門的知識を持たない職員が、「目に見えない放射能」を子ども達にどう説明するかは当初から課題になっていた。2013年、青葉学園第10回「子どもの育ちを支える研修会」において、「子ども達が（放射能を）どのように捉えて、どういうふうに分身の生活の中で気を付けていけるか、ということが、児童養護施設で勤める職員としては大きな課題になっている」「どのように子ども達に教えていったらいいか……。あまり心配をかけすぎても心的な外傷が非常に大きくなってしまふというところもありますし」という現場職員の意見が出た。心のケアも含めた放射能の知識の共有と、それ

による行動の仕方（線量の低いところで過ごす、など）の必要性が指摘された。

愛育園では2011年7月から、敷地内の屋外の主要なポイント約100地点をピックアップし、地上50センチと1センチの2ヶ所、徹底した測定を始めた。2011年7月15日時点で、最も高かったのが側溝近くの地上1センチで27.81マイクロシーベルトもあった。線量マップを共有し、線量が高いところを特定して立ち入り禁止にした。

既に子ども達が外で遊べる時間を制限していたが、加えてこの測定結果を基に遊べる場所を線量が低い場所に制限した。屋外にいる時間も制限し、その後は体育館で遊べるように工夫をして、子どもが

身体を動かして過ごせる時間を確保した。「子どもの成長発達にとって必要不可欠なのは、大地に触れ、草木花を知り、自分の存在が揺るぎないことを確信すること。しかし原発事故によって、それが失われた」と齋藤さんは語っていた。

2) 自主的に除染に着手

福島市内の公立学校では7、8月の夏休みの間を中心に、校庭や校舎の放射線量測定と大規模な除染が行われた。しかし児童養護施設は当時、公的な除染の計画はなかった。結果的に、公的除染が愛育園に入ったのは2012年4月からだった。

震災3ヶ月後の2011年6月からは職員が、高圧洗浄機を使って建物や道路の洗い流しを毎日行った。いつまでも待ってはられないので、9月には、施設が独自に判断して施設の建物を建設した企業に高額な費用を払って除染作業を依頼。さらに施設を取り囲むように多数の木々が生えていたが、幹表皮の凸凹は放射能を吸い込んで集めてしまうことから伐採した。

施設内で最も放射線量が高かったグラウンドと遊具が設置してある園庭の表土の入れ替えでは、四分の三は国や県の補助金が活用できたが、残り四分の一の150万円弱は施設の自己負担。子どもに人気だった「枕木広場」は、その枕木が表面の凸凹に放射性物質を吸収するため線量が高くなった。放射能の影響を考えると、急務であったため、枕木をはがしてグラウンド用資材に張り替えた。東電にこの工事の賠償を求めたが、断られてしまった。やむなく、愛育園出身者（故人）からの全遺産の寄付2,000万円で支払うことにした。

被害者が自ら汚染物を取り除き、費用負担までするという矛盾した現状と、子どもの安全に向けた愛育園独自の取り組みを東京新聞が大々的に報道したことで、全国からボランティア除染の人々が集って来た。東京のNPO法人の方々や、県内外の生協の幹部・職員、そして地元の市議会議員。こうした支援が、なによりも愛育園職員らの励ましになった。

3) 支援される喜びと課題

震災から数年間、子どもにも支援物資のほかに、保養の申し出が多数寄せられるようになった。愛育園内で子どもも一緒になっての演芸会やコーラス会。いわき市のスパリゾートハワイアンズへの招待や神奈川方面への招待旅行もあった。

次第に、子どもの中に「支援慣れ」ではないか？と思える様子が見えるようになった。やってもらって当たり前という会話や態度、一方で落ち着きのなさが目立つ子どもも。「ある程度、制限すべきではないか。本当に子どもにとって良いことなのか、マイナスの面はないのか」と職員間で議論した。

それを受けて齋藤さんは、「自分達も誰かの手助けになれるような、奉仕活動をやってみよう」と子ども達に呼び掛け、「ボランティアクラブ」を結成した。除染に来てくれたボランティアの大人の休憩時間に、クラブの子ども達がお茶を出すなどして、感謝の気持ちを伝えた。

震災から10年。齋藤さんにはうれしい出来事があっ

た。「震災当時、ボランティアクラブで活動していた卒園生が、保育士になって、県内の児童養護施設で働いている。2017年に施設長を退職したので卒園生の就職先を知らなかったが、2020年県内施設を訪問したときに再会し、本当にうれしかった。いろいろな人のお世話になって震災を乗り越えて、今、立派に社会に貢献する仕事をしてくれている」。

震災の中で子どもの育ちを見続けた齋藤さんに、10年経って大きな贈り物が届けられた。

※1 「瓜生イワ」の名で、帝国議会の請願書を出している。

※2 東電の賠償金は住民票を基に支払われたため、児童養護施設に住民票がないこどもの賠償金は、住民票がある居所に住む保護者に支払われた。

<福島愛育園>

女性で初、窮民貧児の施設設置を帝国議会に請願した社会福祉の母、瓜生イワ（通称瓜生岩子^{うりゅういわこ}）が設立。福島県内だけでなく、県外でも困窮児童が居れば支援に奔走した。

- 社会福祉法人 福島愛育園
児童養護施設 福島愛育園
- 住所：960-8156 福島市田沢字躑躅ヶ森^{つっじ} 16-2
- 定員：77人（2011年当時）
- 建物：2011年3月当時
管理棟、児童棟、給食棟、職員宿舎など14棟・
建物のべ2,998平方メートル、
敷地71,489平方メートル
（うちキャンプ場33,000平方メートル）
- 設立：1893（明治26）年2月

インタビューを受けた人：齋藤 久夫
インタビューをした人：藍原 寛子、澤田 和美

IV章 もう一つの被災記録

私が初めて青葉学園を訪ねたのは2011年8月15日、神戸園長から被曝対策、除染の状況についてお話を伺った。そして9月29日、「青葉学園子どもの育ちを支える会 第9回研修会」に参加し、午後には原発事故の緊急事態に対応するマニュアル作成の懇談会に参加して医療面から助言をした。その後、継続的に支援するため、2012年1月4日に青葉学園を訪ねる予定だったが、前日3日に青葉学園油井幸子事務長から電話が入った。「神戸園長は熱を出して明日は会えないが、予定通りいらっしゃいますか？」と。私たちは予定通り訪問した。当時副園長であった神戸まりこさんから伺ったのは、「神戸は、2011年末から風邪をこじらせて膀胱炎で臥せている」と。

当時を振り返り神戸園長は、「夜も眠れず長引く症状に、死んだ方がましだと思った」という。抗生物質を服用して回復し、その後も土日

もなく青葉学園での施設長業務、災害後の対応、支援物資の受付、ボランティアの対応、福島県児童福祉施設部会長としての業務、全国児童養護施設協議会との協議を続けていた。

施設長は動くしかなかった。災害直後の情報収集・対応、県や児童相談所、取引業者とのやりとり。重要な調整や決定、例えば避難先候補地との調整は組織のトップが出掛けていく。そして被災経験に関する講演依頼が各地からくる。被災地の教訓を分かち合いたいと自ら出掛けていく。「死んでも行くしかない」と思ったと神戸園長は振り返っている。止める人がいないと過活動になる。

2012年春になり神戸園長は再び不調となった。7月はじめに私は、神戸園長が4月に受けた検査データを見せてもらった。異常値がいくつもみられたがこれ以上検査をして受診に時間を費やす余裕はないと言っていた。しかし私

はこのままかかりつけ医で受診するより、全身を詳細に見てもらおう方がよいと考えて、東京医科歯科大学医学部附属病院の予約をとって、神戸園長は受診した。3回の受診を経て、今後の検査方針を立てて、かかりつけ医で継続的に見ていく方向で調整した。全身を検査することで、神戸園長は安心して地元の病院に通えるようになったという。

齋藤園長(当時福島愛育園施設長)は、2011年10月、突然左腕が激痛に襲われ、翌日には左手がグローブのように腫れ上がった。回復するまで1ヶ月半を要したが、結局原因は不明のままであった。これは私が福島に来る前だったが、2012年12月25日甲状腺エコー検査を初めて福島愛育園で実施した日も、齋藤園長は腕が上がらなかった。検査に来ていたボランティア第1号の医師に、これまでの経過を話したところ「すぐに検査をした方がいい」と言われた。そこで、神戸園長の時と同様、前出病院の予約を取り受診してもらった。実際、子どもの健診や予防接種に来る嘱託医や小児精神科医以外の

医師が児童養護施設を訪問することは滅多にない。エコー検査に来た医師に相談できたのはラッキーだった。

私は当時の施設長のインタビューを通して、児童養護施設の子どもの養育の責任者である施設長は、被災しながら「支援者」として先頭に立ち、自らを省みずに邁進しながら、自分の健康を犠牲にしていたことを思い出した。そしてこの記録も残すべきと考えた。

原子力災害下で迷っている時間が無い中、施設長を筆頭に職員はそれぞれの個人的な背景や健康を犠牲にして施設の子どものところに留まるか、という葛藤を抱えながら、児童養護施設以外に頼るところがない子どもを支えていたことを再確認した。施設職員全員が「被災者」でありながら「支援者」であった。

澤田 和美 記

V章 活動記録【2017年11月～2021年12月】

活動年表 (2017年11月～)



2017年10月までは、「軌跡—一人一人の想いが繋がった5年間の記録—」参照

12月	ニューズレター 15号発刊 NPO 法人設立5周年記念誌発刊 「軌跡—一人一人の想いが繋がった5年間の記録—」
-----	---

2018年

1月	甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象) : 白河学園(6施設目開始)、卒園生に交通費補助
2月	2018年度 第1回 理事会、2018年度 定時総会(第6期) 甲狀腺エコー検査(職員・子ども・卒園生対象) : いわき育英舎、卒園生に交通費補助
3月	健康手帳 贈呈 : 31名【内訳】卒園生21名(5施設)、措置変更や家庭いきどり児童10名、卒園生のうちアフターケアとして訪問して手帳を贈呈したときには職員の交通費を補助。健康手帳はバンドエイド、体温計と共にポーチに入れ贈呈 エンジェルサポート福島2017自立支援プログラムで、自立した後の健康管理、「健康手帳」の活用、健診の受け方について講話(講師 澤田共同代表)
6月	ニューズレター 16号発刊 第1回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(会場:白河学園)
7月	2018年度 第2回 理事会 甲狀腺エコー検査(職員・子ども・卒園生対象) : 会津児童園、卒園生に交通費補助 甲狀腺検査の説明を紙芝居で開始する 第6回施設と勉強会「発達障がいを持つ子供の特徴と対応の理解・健康手帳への記入方法」(講師 塩飽共同代表)(会場:堀川愛生園)
8月	福島県社会福祉協議会 会長表彰
9月	すこやか日誌(福島県版)退所者支援記録システム管理機能拡張版開発及び導入 6児童養護施設に導入 甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象) : 白河学園、堀川愛生園
10月	2018年度 第3回 理事会
11月	研修会「発達障がいを持つ子供の特徴と対応方法(応用編)」(講師 塩飽共同代表)(会場:コラッセ福島) 甲狀腺エコー検査(職員・子ども・卒園生対象) : いわき育英舎、卒園生に交通費補助 第2回福島県の児童養護施設の看護職等研究会 拡大勉強会開催(会場:青葉学園)
12月	ニューズレター 17号発刊

2019年

2月	2019年度 第1回 理事会、2019年度 定時総会(第7期) 研修会「発達障がいを持つ子供の特徴と対応方法(応用編)」(講師 塩飽共同代表)(会場:福島愛育園)
3月	健康手帳 贈呈 : 32名【内訳】卒園生21名(7施設)、措置変更や家庭いきどり児童11名。健康手帳はバンドエイド、体温計と共にポーチに入れ贈呈 エンジェルサポート福島2018自立支援プログラムで、自立した後の健康管理、「健康手帳」の活用、健診の受け方について、ロールプレイを交えながら講話(講師 澤田共同代表)
4月	甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象) : 福島愛育園
5月	第7回施設毎研修会「発達障がいを持つ子供の特徴と対応方法(応用編)」(講師 塩飽共同代表)(会場:東北大学 塩飽研究室)
6月	2019年度 第2回 理事会 第3回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(会場:コラッセ福島)
7月	ニューズレター 18号発刊
10月	2019年度 第3回 理事会 第4回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(会場:会津児童園)
11月	甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象・卒園生) : 青葉学園 個人被ばく線量測定 : ルミネスバッジ(ガラスバッジ) 着用事業終了
12月	ニューズレター 19号発刊 甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象・卒園生) : 白河学園

2020年

2月	2020年度 第1回 理事会、2020年度 定時総会(第8期)
3月	第1回臨時理事会 健康手帳 贈呈 : 33名【内訳】卒園生25名(8施設)、措置変更や家庭いきどり児童6名。健康手帳はバンドエイド、体温計と共にポーチに入れ贈呈 エンジェルサポート福島2019自立支援プログラムで、自立した後の健康管理、「健康手帳」の活用、健診の受け方について、ロールプレイを交えながら講話(講師 澤田共同代表、齋藤理事)
7月	2020年度 第2回 理事会 ニューズレター 20号発刊 甲狀腺エコー検査(卒園生) : 検査同行支援
8月	甲狀腺エコー検査(職員・子ども対象) : 会津児童園・青葉学園
10月	第8回施設毎研修会「発達障がいを持つ子供の特徴と対応方法」(オンライン開催)(講師 塩飽共同代表)(会場:白河学園、東北大学 塩飽研究室)
11月	2020年度 第3回 理事会
12月	ニューズレター 21号発刊

2021年

2月	2021年度 第1回 理事会、2021年度 定時総会(第9期) 甲状腺エコー検査(子ども) : 検査同行支援 青葉学園の卒園予定6名を対象に、自立した後の健康管理、「健康手帳」の活用、甲状腺の自己検診について、ロールプレイを交えながら講話(講師 澤田共同代表, 齋藤理事)
3月	第5回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(オンライン開催) 健康手帳 贈呈 : 32名【内訳】卒園生22名(7施設)、措置変更や家庭ひとりと児童10名。健康手帳はマスク、バンドエイド、体温計と共にポーチに入れ贈呈
6月	第6回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(オンライン開催)
7月	2021年度 第2回 理事会 ニューズレター 22号発刊
9月	卒園生への食糧支援開始(第1回)(一般社団法人すこやか会の会ふくしま協働)
10月	第7回福島県の児童養護施設の看護職等研究会開催(オンライン開催) 2021年度 第3回 理事会
11月	第1回 アフターケア研修会(一般社団法人すこやか会の会ふくしまと共同主催)
12月	ニューズレター 23号発刊 復興庁新しい東北復興・創生の星耀輝の受賞 https://www.newtohoku.org/kenshou/index.html

助成金獲得実績

○公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会

児童養護施設の個人被曝線量計(ルミネスバッジ)着用事業
(2013年~2018年3月まで)

○特定非営利活動法人 ジャパンプラットフォーム 共に生きるファンド

①児童養護施設の入所児童・卒園生の甲状腺エコー検査事業

(2016年12月~2018年2月まで)

②甲状腺検査を通じた健康教育-生育の困難を考慮した放射線教育事業

(2018年7月~2019年6月まで)

○特定非営利活動法人 日本イラク医療支援ネットワーク(JIM-NET) 福島基金

内部被曝検査(尿中セシウム検査)継続実施事業

(2017年10月~2020年3月まで)

○宗教法人 日本ルーテル教団

健康手帳・体温計、バンドエイドほか贈呈事業

(2016年~現在)

改訂版「原子力発電所の事故にかかわる緊急時の児童養護施設向け対応マニュアル（案）避難後の生活」

避難場所として：1)一次避難(避難所等) 2)二次避難（県内避難）3)三次避難(県外避難)

大項目	具体的な内容	避難後の生活で考慮すべき事		
		1)一次避難	2)二次避難	3)三次避難
①住まい 避難場所	避難方法と 避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・分散避難のグループ分けと順番・配車 本園、小規模ホーム（分園）と一緒に動くかを決定しておく ・持ち出す必要がある物品参照 	一次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・避難先施設に到着した後の動きを確認（表面汚染（放射線量）の測定、更衣、部屋割りなど） ・本園、分園毎に避難先を検討（定員数と避難先の収容人数と分散避難の可能性） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設毎に三次避難先を探して避難協定書を事前契約する → 福島県に承認を得る方法を確立 ・避難先を選ぶ基準（交通手段が確立。児童が安全に移動できる道路状況と距離） ・本園、分園毎に避難先を検討（定員数と避難先の収容人数、分散避難の可能性）
	判断	避難開始：児童養護施設の最高意思決定者 一次避難： 〃	県（子ども家庭課）	県（子ども家庭課）
①住まい 避難先における地域社会との連携	避難先における地域社会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所では避難所責任者と綿密に打ち合わせ(子どもの行動の特徴など)をして避難生活を送る 留意点：分園から地域の避難所に避難した場合、地域との関係が薄い場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設間協定で他施設に避難した場合、受け入れ施設は避難所と同じ扱いになり、食糧、物資などは支給される 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前にやるべきこと：避難協定を締結した地域の、医療機関や市町村社協、公共機関に事前に打ち合わせをする。さらに食糧入手についても事前に調整をする ・避難してから：社協、医師会、公共機関、必要時商店街などに調整(挨拶)に行く
	実施主体	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設
②食糧の確保	食材入手、調理を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所指定の場所、施設間協定で他施設に避難した場合は食糧の支給はある 	（施設間協定で他施設に避難した場合は食糧の支給はある）→要確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模ホーム単位だと調理員は必要ない ・食糧を仕入れるためにはお金が必要になる(持ち出す必要がある物品参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧の確保 ・小規模ホーム単位だと調理員は必要ない ・食糧を仕入れるためにはお金が必要になる(持ち出す必要がある物品参照)
	実施主体	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設

大項目	具体的な内容	避難後の生活で考慮すべき事		
		1)一次避難	2)二次避難	3)三次避難
③心のケアの実施	子ども ※	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない場所でも安定するための配慮（ぬいぐるみなどのお気に入りの1つを持って行く） ・そのほか、※参考図書参照 	一次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・知らない土地での安全確保(多動児) ・子どもの話を担当職員が定期的に傾聴、職員が安心感を与える工夫と配慮（しかし職員も避難しているので不安定になる） ・必要時専門家にコンサルテーション 	二次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・必要時専門家にコンサルテーション→ 避難協定を締結した施設の県や地域の児童養護施設協議会との事前情報交換(心のケア、専門家のコンサルが受けられる体制作りなど) （「フクシマから避難」という差別があることを考慮しながら心のケアを行う）
	実施主体	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設 但し、専門家へのコンサルテーションは避難先の関連機関の力を借りる
※ 参考文 献：日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ編「社会的予後における災害時「子どもの心のケア」手引き(施設ケアワーカーのために) 2011年3月	職員 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・一次避難時の心のケアは子どもと共に職員の心のケアを行う ・職員に家族がいる場合など、施設の避難に同行することをどのように依頼するか(義務とする)か、事前に理事会などで協議する。 ・職員の自己決定ができるようにサポートする ・職員が独自に避難した場合(その後、戻ってきたとき)の対応を考慮する 	一次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・頑張りすぎてしまう職員のフォローをする(自己決定したことにより二次避難を継続することを中斷できないと思ひこむ) ・相談体制を確立する(責任者で当該職員と関係性が築かれている者が相談に乗る) 	二次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・頑張りすぎてしまう職員のフォローをする 職員が県内に帰還希望の場合の対応 (県外避難後の職員生活については2011年から県外避難を経験した施設から聞き取りをしてから加算予定)
	実施主体	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設
④健康管理・医療との連携	嘱託医(他県で)、 児相と連携、 保護者の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・健康情報、通院歴などの情報を電子化して(すこやか日誌サーバー等)持ち出す (その他、嘱託医から医療情報を引き継げるよう電子化しておく) ・薬、お薬手帳、保険証、母子手帳は持ち出す ・先天性疾患、慢性疾患、治療中の歯科などの「診療情報提供書」があることが望ましい ・災害により受傷して入院・治療が必要になったときに親の同意がとれない場合を想定して制度(法律)を確認する 	一次避難と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種：住民票の異動、施設が児童の住民票がある市町村と連絡する 	二次避難と同様
	実施主体	児童養護施設	児童相談所、一部予防接種は市町村と児童養護施設	児童相談所、一部予防接種は市町村と児童養護施設

大項目	具体的な内容	避難後の生活で考慮すべき事		
		1)一次避難	2)二次避難	3)三次避難
⑤学習・発 達権の保障	①小中学校	・避難所でも勉強時間を確保する(可能なら学習スペースをつくる) ・学習道具がない場合、支給をうけられるようにする	・学籍移動、避難先の受け入れ学校は児童相談所 ・(親と連絡が取れない場合) 転校手続きは誰がするのかを想定しておく	・学籍移動、避難先の受け入れ学校は児童相談所 ・(親と連絡が取れない場合) 転校手続きは誰がするのかを想定しておく
	実施主体	児童養護施設、ボランティア、避難所責任者	児童養護施設	児童養護施設
	②高校生以上	・避難所でも勉強時間を確保する(可能なら学習スペースをつくる) ・学習道具がない場合、支給をうけられるようにする	・避難先での転校可能な学校を探す ・本人の意向を確認する ・保護者との連絡調整 ・転校(編入) 手続きをする	・本人の意向を確認する ・転校(編入) 手続きをする (子どもの通学先によって避難先を決める) ・高校生以上の転校先の見つけ方として避難先で学校近くに分園を設ける方法も考慮に入れる
	実施主体	児童養護施設、ボランティア、避難所責任者	児童養護施設、ケースによっては保護者との連絡は児童相談所	児童相談所 分園(という形態をとり) からの通学可能な学校を見つけるのは児童養護施設
	自立支援(就職)	原発事故や被災地域に就職先が立地していた場合は再就職先を探す	一次避難と同様	二次避難と同様
実施主体	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	
⑥家族との 連絡、交流 確保	二次避難後は 児相が担当す るよう事前調 整する	①家族が死亡、行方不明の子ども(参考文献※) ②家族が県内で被災している場合 ③家族が県外に避難している場合 ④退所予定が延期になる場合(参考文献※) 子どもの希望をどう取り入れるか権利擁護の視点から後日加筆する	二次避難後は児童相談所が主体 避難訓練3-2) - (2) 行政機関の指示伝達、報告方法参照	県外避難の場合は親が引き取ると要求してくる場合 →児相が判断 親が強引な引き取りを要求して納得しない場合は、児相が判断と伝える
	実施主体	施設の家庭支援専門相談員、児童相談所	施設の家庭支援専門相談員、児童相談所	施設の家庭支援専門相談員、児童相談所
⑦ボラン ティアの支 援		・避難所ボランティアの健康チェック方法を確立する(発熱、自覚症状) ・避難所のボランティアに、児童養護施設の子どもの特徴を理解してもらう	・一次避難と同様 ・市町村社協と調整する ・子どもとボランティアの関係性を作り上げるにあたり、児童養護施設と他の社会福祉施設との違いを伝える	二次避難と同様・市町村社協と調整する ・「フクシマ」ということで差別に遭っている実態を、ボランティア組織に伝えて、差別予防のための啓発の協力を依頼する(避難した施設を差別から守るためのボランティアの働きを依頼する)

大項目	具体的な内容	避難後の生活で考慮すべき事		
		1)一次避難	2)二次避難	3)三次避難
持ち出す必要がある物品	事前に持ち物のチェックリストを作成しておく	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現金（小口現金、印鑑、通帳） 2. 通信機器（トランシーバー、衛星電話） 3. テレホンカード 4. サーバー（児童情報のデータ保存媒体） 5. 薬、お薬手帳、保険証、母子手帳 6. 放射能測定器（累積で表示されるもの） 7. 食料は、避難所には持って行かなくてもいいが、避難所以外に行くときは持参する。その場合、輸送する車が必要 8. 衣類、被曝防護用品（マスク、帽子、ブルーシート、養生テープなど） 9. 感染症対策（消毒薬、体温計、手袋など） 10. トイレに関連する物品（生理用ナプキン、トイレトペーパー） 	一次避難と同様	二次避難と同様

あとかき

この記録は、既に報告されている出版物や私が10年間に聞いてきたお話を手がかりに、4人の方に10年前を思い出してもらおうという作業からはじまりました。当時の恐怖感、寒さ、見通しの立たない不安感、焦燥感をよみがえらせながら語っていただくことは、辛い作業だったと思いますが、快く協力してくださいました。改めて御礼申し上げます。

当然のことながら10年前のことですので記憶が曖昧なことがたくさんありました。これを補ったのはフリージャーナリストの藍原寛子さんのインタビューと過去の資料の調査です。最終的には、澤田が文章を仕上げ、編集協力として藍原さんにお力をお借りした事になっていますが、彼女がいなければ、まとめることができませんでした。

3年前に助成金申請をして記録集の発刊を計画しましたが、申請は通らず挫折していました。しかし、新型コロナ

ウィルス感染症の流行で児童養護施設を訪問する事が困難な時に、できるかもしれないと再挑戦しました。そして、2022年4月で、活動開始10年を迎えることもあり、「10周年誌」として原発事故から子どもの未来を守るためのFACT BOOK 2011.3.11を発刊することにしました。

「10周年誌」として、5周年誌に掲載した以降、2017年11月からの活動(p56～p58参照)を、前号と同じ形式で載せました。活動を振り返って改めて、10年間、資金面、物資、精神面で支えてくださった会員、支援者の皆様、団体の方々を覚え、深くお礼を申し上げます。皆様のご理解とご協力で、復興庁令和3年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰を受賞することができました。

震災から10年が経過して、被災地や原発事故避難地域の報道が少なくなり、また復興イメージの強い情報が流される中、まだまだ後始末が続く

福島です。そして未来にも宿題を残しています。どうぞこれからも、見守り続けていただけますよう、お願いいたします。

弊会は、児童養護施設に入所中の子どもの支援をしてきましたが、2011年2歳だった子どもが2026年4月には高校3年生となる予定で卒業、児童養護施設を卒園する

ことになります。卒園した若者を支援する活動は、「一般社団法人 すこやか会ふくしま」が、2019年12月から担っています。この団体が、2011年3月に福島の児童養護施設にいた子ども、若者を健康面から支援し続ける予定です。今後とも、2つの会の応援をお願いいたします。

2022年1月

福島事務局長 澤田 和美

一般社団法人 すこやか会ふくしま
URL (<http://www.sukoyaka-f.org>)



NPO法人 福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会

役員名簿

○共同代表

澤田 和美 福島事務局長
塩飽 仁 東北大学大学院 小児看護学分野 教授

○副代表

丸 光恵 兵庫県立大学 看護学部 教授

○理事

神戸 信行 児童養護施設 青葉学園 常務理事
齋藤 久夫 一般社団法人すこやか会ふくしま代表
元福島愛育園 施設長

○監事

伊藤 信彦 NPO法人 茨城YMCA
鈴木 栄一 児童養護施設 白河学園 施設長

発行日:2022年1月20日

子どもの未来を守るためのFACT BOOK 2011.3.11
—福島県の児童養護施設の被災経験—

2022年1月20日

● 編 者 ●

NPO法人 福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会 共同代表
一般社団法人 すこやか会ふくしま 理事
澤田 和美

● 取材・編集協力 ●

藍原 寛子

● 発行者 ●

NPO法人 福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会 共同代表
澤田 和美
塩飽 仁

〒960-8055 福島県福島市野田町6丁目4-74-5 メゾンオーブC203

<http://www.fukujidou.org/>

©2022 Foster Care for infants, Children and Adolescents in Fukushima

無断転写禁止

